

「みやぎ型管理運営方式」の実施方針(素案)に対する

意見募集(パブリックコメント)の概要について

1 意見募集の期間

令和元年9月2日から9月30日まで

2 一般の意見数

611人, 6団体, 4企業, その他15 計636件

3 主な意見内容

項目	意見数
1.1 特定事業の事業内容に関する事項	73
1.2 特定事業の選定方法に関する事項	2
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	2
2.2 事業者選定のスケジュール	13
2.3 優先交渉権者の選定手続	3
2.4 応募者の参加資格要件	2
3.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	6
3.4 実施状況のモニタリング	18
3.5 要求水準違反時のペナルティ	2
3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	2
5.1 実施契約に定めようとする事項	1
6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	5
6.2 金融機関又は融資団と県との協議	1
8.2 実施方針に対する質問の受付	9
別紙3 リスク分担表	1
事業全体や公表資料等に対する意見	123

※類似する意見は1件とカウントしているため、全体の意見数と一致しない。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（素案）」
に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	現状の水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業のそれぞれの損益と将来の損益見通しなどの経営状況をご教示ください。（類似6件）	各事業の決算書については、県企業局公営事業課のホームページで公開しておりますので、ご参照ください。将来の見通しについては、事業概要資料にもお示ししたとおり、人口減少等により、給水量が20年後には現在の約2割、40年後には約3割減少すると見込まれおり、安定した経営のためには、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しとなっております。
2	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	今後、どの程度の値上げが必要なのか示すべき。	事業概要資料にもお示ししたとおり、人口減少等により、給水量が20年後には現在の約2割、40年後には約3割減少すると見込まれおり、安定した経営のためには、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しとなっております。
3	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	県民のための「生命の源である水」を安定的に供給することが大前提であることを記載してください。（類似2件）	本文に「（略）将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給（略）を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立する（略）」と明示しております。
4	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	3事業を一体とし民の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を可能とする、とあるが公共施設運営権を「民」に託さなければ「官」ではできない理由が何故なのか理解できない。「官」として3事業を一体としてやれば可能ではありませんか？検討した結果があれば、公表願いたい。（類似21件）	県企業局水道経営課のホームページで公表しております「Q&A」にも示しているとおり、現行のまま一体化、広域化した場合の運転管理費等については、公共調達を前提とせざるを得ないことから、その試算結果のコスト削減効果は、積算上の諸経費の低減と落札率に限定されたものとなっております。
5	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	「経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を可能とする」と述べていますが、県（公）ではできないのでしょうか。事業の主体は県であり、民営化ではないとしていますが、事業主体の技術継承、技術革新等はどうかでしょうか。さらに、経費削減・更新費用の抑制を県（公）でできないわけを説明してほしいと思います。県（公）の運営論理と民の運営論理に違いはないのでしょうか。	県が事業を継続した場合の経費削減効果は限定的であることから、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用した「みやぎ型管理運営方式」を導入し、大きなコスト削減効果を発現させようとするものです。県としては、導入後も専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、職場内外の研修を充実させるほか、引き続き、モニタリングを通じて、人材育成を図っていくこととしております。
6	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	3事業を一体化させる必要があるのなら県が行えば良い。今まで蓄積してきた県の技術を最大限活用し、そこに民間の意見も盛り込みながら効率的で効果的な運営を行うべきである。（類似2件）	「みやぎ型管理運営方式」は、県が現行のまま一体化、広域化した場合よりも、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減効果を発現させようとするものです。
7	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	利潤追求や倒産などのリスクを伴う民間企業に委ねることには不安を感じます。宮城県による責任ある運営をすべきだと思います。（類似142件）	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権者の募集に当たって、県が運営を継続した場合の費用を上限として、提案を受けるため、民間事業者はその中で利益を確保する仕組みとしております。民間事業者が倒産や撤退などすることがないよう、民間事業者が行うセルフモニタリング結果を踏まえ、県や第三者委員会（専門家）でしっかりとモニタリングを行い、事前に財政悪化の兆候を捉え、自助努力による改善の期間を十分に確保する仕組みとしています。それでも万が一、民間事業者の経営改善が見込めない状態や、撤退となるような場合には、県、又は県の指定する第三者への引継ぎ義務として課し、引継ぎが完了するまでの間、運営権者自らの責任で本事業を実施することになりました。なお、公募時に、事業の継続性を担保する措置の提案を求めるとなども検討しています。
8	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	AIの活用により、県職員の働き方や人員配置も大きく変わると思われます。県全体の業務の効率化により、水道事業のように県民の命と生活に直結する事業に職員を配置し専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等を行ってはどうでしょうか。	県が運営する浄水場や処理場の運転管理は、既に30年近く民間事業者に委託しており、県は管路の維持管理・更新を担いながら、研修等により人材育成を図っております。「みやぎ型管理運営方式」導入後も引き続き同様の業務を担うこととなりますが、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、職場内外の研修等を充実させることにより、引き続き、人材育成を図っていくこととしております。また、将来的なAIの活用は、非常に有用ですが、当然相当程度コストもかかりますので、大きなコスト削減を実現する必要があり、「みやぎ型管理運営方式」の導入により、AIを活用しつつ、県職員も研修やモニタリング業務を通じて、技術の継承を図ってまいります。
9	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県が、全国にさきがけて官民連携運営事業に取り組んでいる姿勢に対して、多くの水道、下水道関係者は敬意を表しています。これからも困難が続くと思いますが、令和4年1月の事業開始に向けて頑張ってください。	人口減少等により、水需要の減少が予測され、老朽化する施設の更新費用の増大が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されており、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を図ることが、水道事業者の喫緊の課題となっております。「みやぎ型管理運営方式」は、改正水道法の成立により、可能となった官民連携の考えをいち早く取り入れ、県が水道事業者として最終責任を担いながらも、官と民が事業パートナーとして協働で運営し、民間の創意工夫を最大限活用することにより、経営基盤強化を図る、本県にとって最も効果的な取組です。「みやぎ型管理運営方式」を早期に導入することにより、将来の水道料金を抑制し、県民負担の軽減促進に繋げ、持続可能な水道経営を確かなものとするとともに、この運営方式が、日本における新しい水道事業のモデルとなるよう、着実に進めてまいります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
10	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	厳しさの原因として3つのことが述べられていますが、「県」でやろうが「民」でやろうが厳しさは同じだと思います。この厳しさを「県」で乗り切れない理由を説明してください。特に2番目の施設設備の大規模な更新需要に「民」でできて「県」でできない理由を説明してほしいと思います。また、最後の理由に挙げられている「県、職員数の減少」とはどういうことでしょうか。上地下水事業にかかわる職員が増やせない理由がわかりません。県民の命にかかわる水に関する大切な仕事をする県、職員数の減少はどのようになっているのかの説明資料を提示してください。	厳しい経営環境のもと、県が事業を継続した場合の経費削減効果は限定的であることから、「みやぎ型管理運営方式」は、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、さらに大きなコスト削減を果を発現させようとするものです。県職員数を増やすことも可能ですが、人件費等がコストにはねかえり、結果として県民の料金上昇に繋がってしまうことを懸念しております。
11	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	民間にすれば、この料金水準を維持することが可能なか。県の負担を減らすため、単に民間に丸投げするのではないかと推測される。また、民間にしたことで、県職員の専門的な技術の継承が出来なくなるのではないかと。（類似1件）	今後の水量減少による収入減少や更新費用の増大により、「みやぎ型管理運営方式」を導入したとしても、料金の上昇は避けられない状況です。そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映するものです。なお、「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、職場内外の研修を充実させるほか、モニタリング業務等を通じて、人材育成を図っていくこととしております。
12	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	民間にしたことで、県職員の専門的な技術の継承、人材の確保が出来なくなるのではないかと。（類似4件）	「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、職場内外の研修を充実させるほか、モニタリング業務等を通じて、人材育成を図っていくこととしております。
13	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	事業を一体、広域化するやり方は適正か。それらを民間に任せる以外にも方法はあのではないかと。昨今の想定を上回る災害、また人口減少において見直すべきは人口の推移に合わせた土地の特性に合わせたダウンサイジング方法ではないかと。（類似1件）	供給水量の減少は、料金単価に直接的な影響を及ぼすことになり、県では、引き続き、水道施設のダウンサイジングを実施していくものの、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しであり、そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映するものです。
14	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	県水道経営課職員の公僕としての気概こそ解決の道。上下水道の需要減は目に見えており、今後30～50年先を見越した大胆な設備のダウンサイズ化と施設の集中高率化が求められます。それを民間の運営権者に、しかもわずか20年の期間で委嘱すれば抜本解決どころか課題の先送りをして結果として人口減による料金値上げという県民負担増が避けられません。県の水道経営課職員がこれだけの現状認識をしているのなら、なぜ真正面から老朽不採算施設の廃止と、稼働率わずか50%の七ヶ宿ダム等の県内広域化による活用など、50年先を見越した大胆な上下水道計画を立案実施しないのでしょうか。20年後に運営権者の交替や、県に戻った頃には上下水道の長期見通しに立った職員は不在になっており、次の民間運営権者の言いなり丸投げの事態になる恐れさえあります。水道経営課職員はコンセッション方式という任務放棄では無く、県財政を守りながら県民の命の要である水を守り通す公僕としての気概と誇りを持って、この難事業に立ち向かって下さることを切望します。	今回公表した水道事業の長期見通しは、受水市町村の将来計画と、人口減少の予測による水需要をもとに、設備機器だけでなく、管路も含めた水道施設のダウンサイジングを盛り込んだものとなっております。それでも、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しであり、そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映したいと考えております。なお県は、引き続き事業全体を総合的に管理し、運営権者の事業実施内容を確実にモニタリングできる仕組みを構築し、水道事業者としての責任をしっかりと果たしてまいります。
15	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	PFI/PPP方式を用いる今回の方法は民営化の一つではないでしょうか。この民営化の決定に至った合理的な根拠が説明されておらず、まず初めに、この点の説明が不可欠です。現在の施設を現行通り県が運営していくとどうなるか、問題課題（料金が上がる、赤字経営になる、等々）があるとすれば、回避するためにどのように解決するか、解決策案をいくつか案出し、比較検討するのが通常の検討方法ではないでしょうか。加えて、中長期的なシミュレーション結果等も併せて検討し、最適案を提示するものではないでしょうか。このように今回の結論がベストだという説明に不備があると思われまます。今回の判断が総合的に考えてなぜベストなのか、企業局の職員に伺いたい。（類似2件）	今回公表した水道事業の長期見通しでは、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しとなっております。現在県では浄水場の運転管理は、30年近く民間事業者者に委託しておりますが、さらなる民間活力の導入によるコスト削減効果を目指し、検討を行いました。海外や全国の実進事例を調査した結果、現在の業務委託よりも効果があり、完全民営化ではない、コンセッション方式で、大きなコスト削減効果を期待できると考えたものです。
16	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	今後、将来の上水、下水道などの運営管理は大変厳しいものとは予想できませんが、その解決策は様々な観点から検討し、解決策を見いだしていくべきものだと思います。水道についていえば、現時点でもみれば過剰計画となってしまうダム水源の問題などについても検討範囲を広げ、解決策を見つけていくべきでしょう。上水についても説明資料があまりありませんが、今後多くの需要など見込めないことを考えれば、ダム水源の問題も含めて相応に縮小撤退していく方策なども検討した方がよいのではないのでしょうか。	県の水道事業や工業用水道事業は、受水市町村や工業用水利用者の将来計画に基づいた水需要をもとに供給能力を決定し、施設整備を行っております。今後、施設のダウンサイジングを行うことはもちろんですが、それでも、料金を値上げせざるを得ない見通しとなっております。そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映するため、「みやぎ型管理運営方式」を導入するものです。なお、結果的に過剰となってしまうダム水源については、「みやぎ型管理運営方式」導入とは別に、治水や発電等有効な利活用方法について、検討することとしております。
17	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	水道事業が抱える課題として「老朽化した管路の更新には将来的に莫大な更新費用が必要になります。」とあります。しかし、管路の維持管理、管路・建物の改築工事については、現在もみやぎ型への移行後も県が運営することになっております。これでは、莫大な更新費用はみやぎ型へ移行した後も県が負担することになり、課題の解決にはつながらず。	ご指摘のとおり、管路の一斉更新には多額の費用が必要になります。そのため、みやぎ型でコストを削減し、その一部を管路更新のため県で蓄えておきたいと考えています。
18	実施方針（素案） 1.1.3事業の背景・目的	子どもや孫さらには次の世代にも水道や下水道が持続していることは大変重要なことです。ぜひ、この事業を実現していただき、安全安心な水道を未来まで続けて欲しいです。（類似1件）	水道事業は、代替性のないインフラであることから、安全性を担保することを原則として経営基盤の強化を図り、事業の継続性を確保することが重要であると考えており、それを実現するために「みやぎ型管理運営方式」の導入を進めてまいります。
19	実施方針（素案） 1.1.4基本運営方針	今回、宮城県から全国にさきがけてこの事業を行うことに対して大いに賛同します。宮城県の新たな自慢になれば良いと思います。	「みやぎ型管理運営方式」は、県が水道3事業の事業主体でありながら、民間の力を最大限活用できる運営方法であり、我が県にとって最も効果的な取組と考えております。ご期待に応えられるよう、導入に向け着実に進めてまいります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
20	実施方針（素案） 1.1.4基本運営方針	3事業一体での全体最適、長期的視点、性能発注、普段の見直し等のキーワードは従来の公共の発想を超えた改革であり、これらの具体化に期待します。	「みやぎ型管理運営方式」は、県が水道3事業の事業主体でありながら、民間の力を最大限活用できる運営方法であり、我が県にとって最も効果的な取組と考えております。ご期待に応えられるよう、導入に向け着実に進めてまいります。
21	実施方針（素案） 1.1.4基本運営方針	地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の斉唱や地域社会の持続的発展に貢献することを運営権者に求めており、水道事業にとどまらず県民のための施策として打ち出していることに期待が持てます。	「みやぎ型管理運営方式」の4つの基本方針の中では、「地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献」を掲げており、民間事業者には遵守を求めていくこととしております。また、民間事業者の選定時においても、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の持続的発展に貢献する事業者を評価する仕組みを設けることを予定しております。
22	実施方針（素案） 1.1.41) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営	長期的視点で県民のための公共サービスを行うことは、文字通り行政の仕事であり責務である筈です。何故宮城県が直接担わずに民間企業に委ねるのか理解に苦しみます。（類似25件）	県では、浄水場の運転など水の製造工程に関する業務を、既に30年近く民間事業者に委託しており、現在では工業用水道、下水道も含め100%民間に委託しておりますが、さらなる民間活力の導入・拡大ができないか、検討を進めてきたものです。
23	実施方針（素案） 1.1.41) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営	「3事業一体での全体最適」というのは具体的にどういうことですか。例があればご教示いただきたい。また、現在の県政運営でも部分最適だけでなく、全体最適を目指して様々な判断がなされていると思います。3事業に関してコンセッション方式以外の方法は検討されていないのでしょうか。（類似1件）	現在の業務委託は、業務を個別に委託していることから、それぞれの浄水場等単体の視点のみで、運転管理が行われておりますが、「みやぎ型管理運営方式」では、運営権者が3事業を一括で運転管理を行うことから、総合的なマネジメントを実施し、各事業単体ではなく、3事業全体を俯瞰し、全体最適化を図るという趣旨です。海外や全国の先進事例を調査した結果、現在の業務委託よりも効果があり、完全民営化ではない、コンセッション方式で、大きなコスト削減効果を期待できると考えたものです。
24	実施方針（素案） 1.1.41) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営	運営権者が、公共サービスの安定性・信頼性を担保するとあるが、対象者は県民であるべきと考えますことから、「県民に対し」と追記してください。（類似2件）	ご意見を参考に追記させていただきます。
25	実施方針（素案） 1.1.41) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営	無駄な事業投資の検証なしに、宮城県管理運営方式を進めるべきではない。（類似1件）	広域水道事業は、過去に水不足の不安があったことから、各市町村から県営での事業実施の要望や必要水量を聴取した上で計画が始まったものであり、県・市町村共に今のような水需要の減少等を見通すことは困難であったと考えております。県では、現状を踏まえ将来の管路更新においては大幅なダウンサイジングを行うことを計画しております。
26	実施方針（素案） 1.1.42) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	県が定めた要求水準を満たしているのか、質の向上と効率化が達成できているかについて検証し、県民に対して公表できるように、具体的な検証方法についての項目をつくり記載してください。（類似3件）	3.4実施状況のモニタリングを参照願います。
27	実施方針（素案） 1.1.42) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	県が定めた要求水準のうち、水質基準に関するものをご教示ください。水質基準を達成するための方法、投入する薬品の種類と量については運営権者に任せられると思われます。性能発注の場合でも、県民が安心できるよう、プロセスについて何らかの制約を設け、明示すべきではないでしょうか。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権者に対し、県が要求する水質等を満たすことを求めますが、薬品等の選定や投入量については、運営権者の裁量として実施されることとなります。県は、維持管理に対する事業計画の中でプロセス等を確認することになります。
28	実施方針（素案） 1.1.42) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	運営権者に20年に渡って誰がどのように見るのか。担当者の移動、事故など、どれ程の管理監督能力があるのか。説明と理解が行政、県民にも足りないと思う。「水を守る」という任が果たせるのか。世界の事例を見ても行政が責任を持つというのは早計ではないか。	民間に委ねることについて、心配の声が聞こえますが、県では浄水場の運転など水の製造工程に関する業務を平成2年から既に30年近く民間事業者に委託しており、現在では工業用水道、下水道も含め100%となっております。この場合も、県が定める基準に基づき、適正に業務を行うことで公正性をしっかりと維持しながら、安全・安心な水の安定的供給に努めているところです。
29	実施方針（素案） 1.1.42) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	要求水準を満たせば契約上はよしとしていますが、さらに質の向上と効率化を達成するとあります。質の向上や効率化によって水質の向上や水道料金の低下が達成されればよいのですが、要求水準を上回る質の向上は努力目標としてはよいものの、オーバースペックを暗に求めることは適当ではないと思います。契約後、要求水準を満たすために新たに企業が効率化に投じた費用や知恵の対価として得られた利益があればそれは企業の利益となるでしょう。企業努力の結果、コスト削減分を水道受益者に還元されるということは難しいのではないのでしょうか。企業は利益を出すために知恵をだすのですから得た利益は企業のもので、効率化対応策などの詳細についても企業が企業秘密として秘匿するようなこともあるかも知れません。施設運営の透明化を確実なものとして、契約後も効率的に努めコスト削減がさらに達成された場合には企業の利益とともに受水者にも還元されるようなくみがあればよいとは思いますが。	運営コストは、公募時に、県が運営を継続した場合の費用を上限に競争していただくことになることから、確実にコスト削減が図られ、運営権者は、あらかじめ決定された収受額の範囲内で、薬品・資材の調達方法や電気機械設備の更新方法等について、自らの裁量により決定することになります。既に提案時に相当程度の競争が働いていることから、提案よりも極度のコスト削減が図られることはないと考えられますが、仮に更にコスト削減が図られたとすれば、その分は運営権者の利益となります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
30	実施方針（素案） 1.1.42) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	建設事業の改築更新、維持管理の委託は、現状は仕様発注となっているものの、これを性能発注として、各社の力量により運営費用の削減を目指しているものと理解しております。これは、特定目的会社の努力により実施し、また県のチェックも入ることから、現状の直営事業と比較して確実に費用の圧縮が見込めます。これにより、将来必要とされている料金改訂に関しても、本事業により県が実施するよりも改定率の幅が小さくなることが予想されます。	ご指摘のとおり、「みやぎ型管理運営方式」は、厳しい経営環境にある水道事業において、安全・安心な水を安定的に供給するため、県がこれまでどおり水道用水供給事業者として最終責任を持ち、民間の力を最大限活用してコスト削減を実現し、長期的な経営基盤の確立を図るもので、コスト削減により生じる利益については、水道料金の上昇を抑制することで県民へ還元できることから、県民の利益を最優先として導入するものであります。
31	実施方針（素案） 1.1.43) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行	宮城県情報公開条例を改正し、事業者を条例2条1項の地方独立行政法人や公社と同様に情報公開の実施機関とすることで、県民に対し直接に情報公開義務を負うものとするのが求められる。また、事業者から県ないし第三者機関に提出された文書を全て県民に情報公開するため、事業者の文書は、全て、条例8条1項(3)但書（事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報）に該当して情報公開の対象となることを同条項に付記すべきである。（類似2件）	「みやぎ型管理運営方式」の導入に合わせ、県情報公開条例を改正する予定はありません。なお、要求水準書やモニタリング計画書において、情報公開について詳しく示す予定としております。
32	実施方針（素案） 1.1.43) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行	情報公開、説明責任を果たすとあるが、民間企業が開示しない例もあり、義務は薄いのではないかと指摘もある。この点をどのようにクリアにするのか。もし仮に不具合があったとき、誰がどのように対応するのか。（類似4件）	情報公開の内容については、事業計画や財務諸表、維持管理報告書等、あらかじめ県が要求水準書で指定することとしております。また、運営権者にはさらに自主的・積極的に情報を公表するよう求めてまいります。また、仮に不具合が生じた場合は、県が改善命令を出し、それでも改善しなければ違反違約金を課した上、解除することになります。
33	実施方針（素案） 1.1.43) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行	運営権者が、県民に対して行う情報公開、説明責任に関して、どのような方法で行うのかについて、具体的に明記していただくよう求めます。（類似5件）	情報公開の内容については、事業計画や財務諸表、維持管理報告書等、あらかじめ県が要求水準書で指定することとしております。また、運営権者にはさらに自主的・積極的に情報を公表するよう求めてまいります。なお、要求水準書やモニタリング計画書において、情報公開について詳しく示す予定としております。
34	実施方針（素案） 1.1.44) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献	海外の企業が運営権者となった場合、地元企業との連携や雇用、地域貢献等は期待できないのではないかと。利益が海外に流れ、地域経済の衰退が心配である。地域人材の雇用が図られたとしても、人件費削減により現在より所得が低くなるのではないかと。	事業者選定時において、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を評価する仕組みを検討しております。
35	実施方針（素案） 1.1.44) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献	地域社会への貢献については、多くの企業ではこのような社会的貢献活動に取り組んでいる時代なので異論はありませんが、水道等の運営事業企業に対して具体的にどのようなことを期待しているのでしょうか。	運営権者には、運営する浄水場等の管理だけでなく、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する取組を提案していただきたいと考えております。
36	1.1.44) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献	地域を発展させるのに、一番厳しい地域がみやぎ型方管理運営方式の計画エリアから外れていることは、大きな矛盾である。	「みやぎ型管理運営方式」においては、上下水道3事業を一体として運営権を設定することとしており、その中で流域下水道の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川、及び吉田川の4流域の下水道事業が、一体運営の効果が最も高いと判断しました。北上川下流・北上川下流東部、及び迫川の3流域下水道事業については、引き続き、指定管理者制度による効率的な管理運営を維持しながら、更なる経営改善や業務の効率化に繋げていくなど、より効率的な管理運営のあり方を模索していきます。
37	実施方針（素案） 1.1.62) 公共施設等運営権実施契約	契約書の内容について、県民の誰もが情報開示できるように、情報の公表に関する項目を追加してください。（類似2件）	実施契約書は、公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項以外は、原則的に公開とする予定です。なお、募集要項の公表に合わせて、実施契約書（案）の内容も公表することとしております。
38	実施方針（素案） 1.1.7) 運営権設定対象施設	運営権を設定する範囲に、管路も含めるべきである。今以上にスケールメリットの増大や新たな民間技術の導入の促進でき、更に将来の市町村も含めた上下水道の広域化との連携を考慮すると、管路も含めた一体管理の方がメリットがあると思慮される。（類似1件）	管路は、地中埋設物で状態把握が難しく、漏水等管理リスクが大きく、民間事業者へのマーケットサウンディングでも含めない方が望ましいとの意見を多く頂きました。また、事業期間の20年間では、管路の本格的な更新時期を迎えないことから、管路の維持管理・更新は、引き続き、県の所管としたものです。
39	実施方針（素案） 1.1.8) 本事業の業務内容	「委託禁止業務を除いて、第三者に委託し又は請負わせることができる」とあります。委託または請負従業員では今より雇用が不安定化し、低賃金化すると思慮します。（類似1件）	県では、浄水場の運転管理業務を、既に30年近く民間事業者者に委託しておりますが、従業員の雇用の不安定化や低賃金化といった事象は発生しておりません。「みやぎ型管理運営方式」においても、公募時に運営権者の事業実施体制をしっかりと確認することとしております。
40	実施方針（素案） 1.1.8) 本事業の業務内容	委託業務に従事する労働者の労働条件の悪化は、業務の質の悪化に直結します。そういった事態を招かないように、運営権者が委託業務に従事する労働者の労働環境を守るための具体策やルールを設けてください。それを遵守しなかった時にはペナルティを科すことを実施方針においても明記してください。	民間同士の契約となることから、運営権者が、労働者や労働環境の確保等について、労働基準法等の法令を遵守した上で、自らの裁量により実施することになります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
41	実施方針（素案） 1.1.8本事業の業務内容	別途作成される要求水準書（案）及び実施契約書（案）について、議会及び県民への情報提供、情報開示するとともに、実施にあたっては、要求水準を満たしているか、達成できているかについて検証し、県民に対して公表できるように、具体的な検証方法について定めてください。	情報公開の内容については、事業計画や財務諸表、維持管理報告書等、あらかじめ県が要求水準書で指定することとしております。また、運営権者にはさらに自主的・積極的に情報を公表するよう求めてまいります。
42	実施方針（素案） 1.1.82)付帯事業、3)任意事業	将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが、事業の目的であるのならば、2)、3)の項目は必要がないと思われま。民間事業者が収益を上げるための事業に関して、県が介入する必要性が理解できません。（類似1件）	付帯事業については、流域下水道事業において、新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮されることから、基盤強化に有用な可能性がります。任意事業については、運営権者は、施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において、事業を提案できるもので、県の承認が必要となります。ただし、県内市町村が行う水道事業等業務を受託することも可能であり、厳しい経営環境にある市町村にとってもメリットがあると考えております。
43	実施方針（素案） 1.1.82)付帯事業	付帯事業をもっと分かりやすく説明して欲しい。具体的な内容を示して欲しい。	付帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいいます。
44	実施方針（素案） 1.1.9事業期間	20年契約で競争がなければ企業運営はルーズなものになる懸念がある。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」事業開始後、県は運営権者の事業の実施状況や運営状況を継続的にモニタリングすることとしております。万が一、水質や水量等の要求水準を遵守できなかった場合には、その未達の影響の度合いに応じた要求水準違反違約金、いわゆるペナルティを課すとともに、速やかに改善を求めるとしてしております。
45	実施方針（素案） 1.1.91)本事業の事業期間	20年間は、長すぎるのではないかと。（類似4件）	事業期間は、先行事例や参画を検討している企業からの意見を踏まえ設定したもので、設備の耐用年数や投資回収、リスクの面から適切と考えたものです。
46	実施方針（素案） 1.1.91)本事業の事業期間	契約期間を20年間で設定する中で、県は従業員の雇用の安定を掲げていますが、そもそも運営権を企業に売却してしまえば経営権は企業のもので、雇用について県が言えることではないような気がします。（類似1件）	事業基本運営方針の中に地域人材の雇用を掲げ、地域経済の成長及び地域社会の持続的な発展に貢献することと明言しており、事業者選定時において、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的な発展に貢献する事業者を評価する仕組みを検討しております。
47	実施方針（素案） 1.1.91)本事業の事業期間	20年後、現場を知らずして、企業のやり方をチェックできるほどの職員さんが残っておりますか？（類似1件）	総合的なマネジメントや管路等の維持管理等は県が担うことから、現場には継続して職員を配備することとしております。また、「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要となりますので、県では、マニュアルの整備や研修計画に基づく派遣研修など、技術に関する実務研修を充実させることにより、引き続き人材育成を図っていくこととしています。
48	実施方針（素案） 1.1.91)本事業の事業期間	20年という事業期間が経過した時点において、宮城県には水道関連事業に関するノウハウが維持できているかどうか疑問です。（類似2件）	県によるモニタリング等を通じ、技術力を維持しながら、研修制度を利用した人材の育成や技術継承を図っていくと同時に、新技術や新工法等も取り入れていきます。
49	実施方針（素案） 1.1.91)本事業の事業期間	本事業開始日は令和4年1月1日を予定している一方、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとなっています。国及び地方自治体の事業年度の開始が4月1日となっているのであれば、本事業の開始も同様にしてはと思います。（類似1件）	現在の事業開始日は事業開始までの通常スケジュールを参考に設定しており、今後、募集要項等で示すこととしております。
50	実施方針（素案） 1.1.92)本事業期間の延長	本事業期間の延長を申し出る場合、期間終了のどの位前の申し出を想定しているのでしょうか？	事業期間内において大規模災害等の不可抗力事象が発生した場合のみにおいて、事業期間を最大5年まで、運営権者と県が合意した場合に延長できることとなっております。なお、詳細については今後作成する実施契約書（案）に示すものとします。
51	実施方針（素案） 1.1.94)本事業期間終了時の取扱い	運営権行使に得られた、多様な情報とそれに伴うAI技術は、知的財産として所有権は、県にある事を明示して下さい。	実施方針（素案）1.1.164)改築を行った施設の所有部分に「県、又は運営権者が改築を行った運営権対象施設は、県の所有に属するものとする。」と明記しております。
52	実施方針（素案） 1.1.94)本事業期間終了時の取扱い	改築費を利用料金に上乗せして回収した上で事業期間終了時に施設残存価値相当額を県が支払えば運営権者は二重取りの利益で県は不必要な出費を余儀なくされる。委託した運営権者が改築費用を受任期間中に事業利用県民から利用料金として回収することに歯止めがかかっていません。そうすると委託運営権者が利用料金で回収済みであるにもかかわらず、更に残存価値相当額を県に請求できることになり県財政からの支払いは県民にとって利用料金と県税による二重の出費となります。官民連携運営事業と銘打ってはいますが、以上述べた各項目に見られるように県民の命に関わり、県民からの過剰な出費をもたらすリスクに歯止めがかかっていません。上下水道の公共性を考えるならコンセッション方式に委ねることなく、宮城県上下水道事業は県の直営で行うことが地方自治の本旨です。宮城県庁全職員の自治体職員としての気遣いと気概で、私たち県民の命である水を守り通してください。	運営権者の残存価格の買取については、対象資産の事業期間終了後の使用する価値であるため、運営権者が二重取りになるものではありません。
53	実施方針（素案） 1.1.10事業の費用負担	事業の費用負担について、県が負担するとあるが、何の予算から負担するのですか。	上水道及び工業用水道については、受水市町村及び工業用水使用者からの利用料金、下水道については、流域関連市町村から維持管理負担金及び建設負担金を当てることとなります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
54	実施方針（素案） 1.1.101) 流域下水道事業の改築に係る費用負担	流域下水道事業における改築に係る費用には、事務費が含まれているのでしょうか。事務費には、改築工事を発注する設計や契約や工事監督、工事検査業務がかかかりますが、これらは運営権者が行うことになると思います。この事務費部分の費用も実費精算の対象にした方がよいと思います。その際、事務分を運営権者に支払うとすると、運営権者は流域下水道事業における改築に関する費用は一切負担しないこととなりますが、改築の成果は維持管理業務の効率化に反映しますので運営権者にも改築に係る費用の一部を負担させて投資と回収のインセンティブを与えた方がよいと思います。	流域下水道事業の改築においては、運営権者が発注する設計及び工事に加え、運営権者が発注する工事監理についても実費精算の対象となります。
55	実施方針（素案） 1.1.11運営権対価	設定対価の妥当性を判断出来る資料の提示を求めます。	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権対価を固定額としており、9個別事業毎の対価額を募集要項等公表時までに表示することとしております。
56	実施方針（素案） 1.1.11運営権対価	対価の額はどのように決定し、いつ公表するのか。その対価により、管路等の補修は何%位行うことが出来るのか。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権対価を固定額としており、9個別事業毎の対価額を募集要項等公表時までに表示することとしております。
57	実施方針（素案） 1.1.11運営権対価	<p>具体の額は募集要項等に委ねるにしても、その算定の考え方と根拠は実施方針に明確に記述すべきである。</p> <p>運営権対価は、事業に参入するための初期投資に他ならないから、運営権対価を受領する売り手側の都合に先立って、まず、コンセッション対象事業の収益構造を検討した上で、適切な投資利回りを確保できる水準に設定されなければ事業参入への意欲を喚起できない。しかし、その一方で、県は依然として管路等の保守と今後不可避となる本格的更新をしなければならず、運営権価格を過小に設定すれば、事業全体の維持を困難に陥れる。こうしたことを踏まえて、実施方針には、運営権対価を算出する考え方と根拠を適切に記述しなければならない。</p> <p>「補償金免除の繰上償還可能な企業債残高相当額程度」というのは明らかに不当である。補償金免除の繰上償還は上下水道コンセッション推進のための支援策として設けられたもので、2018年度～2021年度までの間で実施方針条例を定めることが要件とされている。したがって、この間に実施方針条例を議決すれば、收受した運営権対価を財政融資に対する補償金免除の繰上償還に当てることは可能であるが、運営権対価を繰上償還を行う企業債残高と一致させなければならない根拠はない。しかも、この措置は時限的措置に過ぎないから、20年後のコンセッション更新（更新が不可欠なわけではない）時には全く論拠を失う。運営権対価は、企業債残高とは切り離して定めなければならない。</p>	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権対価を固定額としており、9個別事業毎の対価額を募集要項等公表時までに表示することとしております。事業者選定時における審査項目は、県が提示した、県が本事業を継続した場合の費用見込額（削減率を含む額）に対し、応募者が同条件下で実施した場合の費用を審査項目としています。
58	実施方針（素案） 1.1.11運営権対価	運営権対価の一括支払いは県に都合の良い方式で公正な取引といえるのか。	公共施設等運営権事業の趣旨に沿ったものと考えています。
59	実施方針（素案） 1.1.11運営権対価	運営権者の資金調達は一時的には10年程度で、20年の資金調達は難しいと思われる	運営権者の資金調達は、運営権者の裁量によります。
60	実施方針（素案） 1.1.13運営権者が 収受する料金及び 維持管理負担金	県民がみやぎ型管理運営方式の是非を判断出来るよう、県が本事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額とその根拠資料を示すよう求めます。	今後、全体及び9事業の事業額を公表することとしております。
61	実施方針（素案） 1.1.13運営権者が 収受する料金及び 維持管理負担金	<p>素案の中に水道料金を安く抑えられる仕組みの記載がありません。</p> <p>宮城県は水道民営化の実施理由として水道料金高騰抑制をあげているわけですから素案にその説明があつてしかるべきです。しかしながら素案には「こうするから必ず安くできる」という明確な記載がなく、民営化で水道料金の抑制ができるのか非常に疑わしい。水道民営化をすればコスト低減が実現し水道料金が低く抑えられると主張されるのであれば、素案にその方針を明記すべきです。</p> <p>宮城県はこれまで20年間民営化すれば120億円の費用低減効果があると、その根拠をマーケットサウンディング（企業面談によるヒアリング）した30数社からのヒアリング内容に求めたとしていますが、削減効果が算出できているのであれば、削減率も明確化できます。数値の明記ができるのではないのでしょうか。</p> <p>もちろんその前提としてMSで面談した会社名、提案内容を全て県民に公表し、上記の120億円のVFM試算がどのように得られたかを明らかにすべきであり（信頼できる企業なのか、提案内容なのかを県民が確認できないのはおかしい）合わせて宮城県が引き続き継続運営した場合の費用試算内容も詳細に公表されるべきです。MSで民間各社が提案した内容とあわせ県の費用試算内容も、双方県民の厳しいチェックを受ける必要があります。</p> <p>繰り返しますが、MS、県の双方が効果試算に用いたシミュレーション内容の公開は必須ではないでしょうか。費用削減目的で水道民営化をどうしてもやるといふのであれば、事実ベースでこの部分を徹底的に詰め、公開してもらわないことには到底「命の水を民間企業の営利活動に委ねる」ことに納得することができません。</p> <p>そうした検討過程を経て相当に確からしい数字で費用削減の明記された素案内容でなければ、水道民営化によって費用低減できるとは到底思えません。</p>	P F I 事業における実施方針は、コスト削減の仕組みを記載することとはなっておりません。また、運営コストは、公募時に、県が運営を継続した場合の費用を上限に競争していただくことになることから確実にコスト削減が図ることが可能となります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
62	実施方針（素案） 1.1.131) 運営権者 収受額の提案	提案された料金の適正化について、どのように誰が判断するのでしょうか。（類似2件）	県条例に基づく外部専門家等で構成されており民間資金等活用事業検討委員会の審査を受けた後、県議会の審議を受けることになります。
63	実施方針（素案） 1.1.131) 運営権者 収受額の提案	処理に使用する薬品の選定が、運営事業者に委ねられているが安全面や環境面より利益重視になる可能性は有りませんか。規制強化を検討下さい。	運営権者が使用する薬品の選定については、運営権者の裁量となりますが、規格等については法令等により規定されていることから、安全性に心配はありません。
64	実施方針（素案） 1.1.131) 運営権者 収受額の提案	この提示金額は、県としても民間の用いる「薬品購入をまとめて安くする」「機器の購入のダウンサイジングで低価格とする」ような、安くする努力をした価格とするのか。これまで県が説明したように「何の努力もしないこれまで通りの価格」なのか。県としても最大限努力した価格でなければ、この事業で民間との比較の意味はないと考える。これらを県民に公表して初めて比較しうるし、同意を求めることが可能と考える。	県では、機器等のダウンサイジングを実施しておりますが、公平性・透明性・競争性を前提とした公共調達によることから、コスト削減は限定的なものとなっております。一方、「みやぎ型管理運営方式」は、価格交渉可能な民間調達となることから、大幅なコスト削減を期待しているものです。
65	実施方針（素案） 1.1.14) 運営権者収受額の定期改定	県民への利用料金の青天井化 私企業(委託した運営権者)は収支バランスを口実に青天井の料金改定が可能になってしまいます。県との協議で不当な値上げへの歯止めは担保できると考えているとするならそれは幻想に過ぎません。事実、郵政事業では民営化で料金値上げが相次ぎ、18万件の生命保険不正契約が発覚しています。国鉄民営化では70箇所以上の路線廃止が強行され利用者無視の利潤優先が横行しているのが現状です。上下水道事業は県民生活に密着した公共事業であるにもかかわらず、民間企業への運営委託によって企業は「株主に対するアカウントビリティ(説明責任)」を口実に企業収益と株式配当を実現させることになり、それはそのまま県民への料金体系に上乗せされます。公共事業では生じることの無い県民への負担増は許されません。	運営コストは、公募時に、県が運営を継続した場合の費用を上限に競争していただくことになることから確実にコスト削減が図ることが可能となります。また、料金改定については、水量や物価等、あらかじめ定めたルールにより改定することにしており、不当な値上げは起こらない仕組みとなっております。
66	実施方針（素案） 1.1.143) 法令等又は 県条例若しくは 県の計画の変更	1.1.141) 及び2) には詳細な算定方法が示されているが、3) については具体的な算定方法が示されていない。3) 及び4) を統合してはどうか。	3) については県の計画変更等により運営権設定対象範囲に影響を与える場合について運営権者の収受額を改定することを明記し、4) については技術革新等その他の予測困難な事象について、県と運営権者が収受額の協議を行えることについて明記したものです。
67	実施方針（素案） 1.1.152) 著しい物 価の変動	「実施契約に定める物価に係る指標として、直近の運営権収受額の定期改定時に適用する物価水準（略）が一定割合（略）を超えて変動し」の誤りではないか。	ご意見を参考に追加・修正させていただきます。
68	実施方針（素案） 1.1.161) 改築に係 る提案	提案の時点では上回らなくても、実際に改築を行う際に、物価の上昇等を理由に費用が増加する可能性はないのか。流域下水道事業の改築のみ実費精算であり、運営権者の思うがままの費用増加は避けたい。	運営権者の収受額の改定については、水量や物価等、あらかじめ定めたルールにより、改定することにしており、不当な値上げは起こらない仕組みとなっております。また、流域下水道事業の改築については、国庫補助事業の枠組みを活用するため、実費精算としたものであります。
69	実施方針（素案） 1.1.161) 改築に係 る提案	運転管理を担う民間事業者に、設備の改築・修繕も委ねられることとなりますが、事業者がコストを抑えるために、改築・修繕が充分に行われないう事象が発生しないか心配です。また、仮に事業者が改築計画書の内容と異なり、適切な改築・修繕を行わなかったりした場合、県が事業者に対して何らかの拘束力を持って指導することが可能なのでしょうか。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」では、運営権者の募集時に、県が実施した場合の改築計画を提示し、応募者は、この計画に民間のノウハウを盛り込み、提案を行い、外部有識者等による検討委員会において、しっかりと審査されることとなります。さらに、運営を行っていく中で、設備の実態などに応じて、改築する施設や時期の変更等も考えられることから、運営権者は5年ごとに改築計画書案を作成し、県と協議の上、計画を確定して実施することとしており、改築時期の適正性は十分に確保されます。
70	実施方針（素案） 1.1.162) 改築計画 書の作成	料金期間ごとに作成された改築計画書（案）を県が承認した時点で、改築方法や費用の詳細を県が承認したものと解してよいか。	お見込みのとおりです。
71	実施方針（素案） 1.1.164) 改築を 行った施設の所有	運営権者の行う運営権設定対象施設の改築工事について、県は工事の検査を行うのか。	改築を行った施設の所有は県に属するものとなり、また、改築工事を行った図書類は県に提出し、県による完成検査を受けるよう要求水準書に記載することとしています。
72	実施方針（素案） 1.1.18) 県から運営 権者への職員の派 遣	仮に本事業を推進する場合にあっては、県職員が複数名事業運営に直接携わり、事業運営のモニタリングを行う必要があると考えます。また、災害時の対応など、県職員が事業運営に直接携わることで、災害時の復旧が迅速に行えると考えられます。よって、本事業実施される場合は、県から運営権者への職員の派遣を求めます。	県は、事業開始後もモニタリングやこれまでどおり災害時の対応について携わることとなります。なお、現段階では県からの職員の派遣は考えておりませんが、運営権者からの要請があった場合には検討することとしております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
73	実施方針（素案） 1.1.18県から運営権者への職員の派遣	コンセッション導入により、「一括発注による業務の削減」「職員数削減」があげられています。そのような状況の中において、派遣する必要性はないと思います。（類似1件）	現段階では県からの職員の派遣は考えておりませんが、運営権者からの要請があった場合においては検討することとしております。
74	実施方針（素案） 1.2.1選定基準	選定基準が「事業費総額の縮減が期待できる場合に」としか記載されていないため、3.2.1不可抗力の項で述べられているBCPの内容や臨機の措置を取った場合の報告タイミングや経路等の危機管理体制がどの程度選定の際に重視されるのか不明確です。	選定基準については、事業者公募時に公表することとしておりますが、事業者の選定に当たっては、コスト面だけでなく、危機管理や事業の継続性、地域貢献等を総合的に評価する予定としております。
75	実施方針（素案） 1.2.1選定基準	県自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できることが選定される基準のようです。9月23日の仙台市主催の説明会では、県側は95%以下でなければ契約しないという条件を付すと話していました。県自らが実施する場合の事業費総額はどのように算出するのか、よくわかりませんが、5%程度のコスト削減であれば通常の落札率と同等かそれより高い水準にあるので企業にとっては造作もなく対応できる金額でしょう。県側資料では導入の効果として、広域水道については今回の方式により20年間の総事業費を6~7%程度削減効果が期待できるとあります。総事業費は今後の水量の現象を見込んだ施設の統廃合やダウンサイジングを考慮した金額とあります。検討内容の詳細が示されていないのでよくわかりませんが、結果の6~7%程度の期待値は前述の5%とほぼ同程度です。同説明資料では現行方式と民営化方式の2択問題にしています。現行方式の算出の具体的内容がよくわかりません。更新投資が総事業費の2/3を占めていますが、施設の統廃合やダウンサイジングを考慮した場合としない場合はどうなるか、設備更新などコスト削減の具体策は何かなど説明が不足していると思います。この単に企業に対する調査結果からの期待値だけでは導入効果の判断ができかねます。総額が単に現行どおりの運営方法で算出され、公募型プロポーザルで通常行われているように、公募資料に公表されてしまえば、応募企業は提示された総額をみながら縮減策を適当にとりまとめることができ易くなるでしょう。実際には、契約後に下請けへのコスト削減要請や人件費の抑制などにより事業費用を減らす手法はいろいろあるので対応できるのではないかと思います。	今後、全体及び9事業の事業額を公表することとしております。
76	実施方針（素案） 2.1民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	「競争性のある」というが、水道産業は巨大産業であり、参入できる企業は少ないだろう。競争性は乏しく、コスト削減は期待できない。	応募企業は単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ（コンソーシアム）を想定しており、複数の事業者が応募すれば競争は働くと考えております。コスト削減につきましては、競争性だけでなく、上工下水3事業一体化によるスケールメリットの発現による、運転・維持管理費の削減や、設備更新への民間資金の投入によるコスト削減も見込んでいます。
77	実施方針（素案） 2.1民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	民生活を否定しないが、公募型プロポーザル方式は選定の不正を招きやすい。この方式を採用する理由を明記すべきだ。	本事業の事業者選定にあたっては、単なる価格だけでなく、実施体制等事業計画全般を民間事業者から提案を受けて選定していくこととしており、PFI事業では一般的な手法をとっているものと認識しております。
78	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	スケジュールを全面的に見直し、まずは情報公開・県民理解を徹底し、同時に受水市町村とその議会、県議会での熟議を尽くすことを最優先とし、現在進められているパブリックコメントは直ちに中止すること。（類似2件）	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
79	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	県民の多くがまだよく分かっていないのに、9月にパブコメを募集し、県議会のメンバーが入れかわった直後の11月に議決するのは早すぎます。もっと具体的な資料を出して、議会で熟議するようにお願いします。（類似16件）	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
80	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	11月と3月に分けて、全てを一括で議論すべき。	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。
81	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	拙速すぎる。拙速に進めることの明確な理由を示して欲しい。もっと時間をかけて検討して欲しい。（類似24件）	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
82	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	要求水準書、実施契約書、モニタリング基本契約書の各案を県民に明示して、再度、意見募集を行うべき。案の段階での情報の公開を求めます。（類似5件）	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
83	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	県議員選挙時期と重なり、十分な審議が出来ないのではないか。県民の生活に大きく関わる内容なので、上程時期を遅らせ十分な審議時間を確保して欲しい。 同一県議会議員（4年任期中）によって、最終決定及び施行されるのではなく、十分な審議時間と県民の意思を反映させる為にも、4年以上設けるべきではないか。 モニタリング基本計画書を完成させてから、民営化を検討するべきではないか。	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。
84	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	募集要項等（募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、関連資料集等）は、いずれも公表するだけではなく、パブリックコメントを行って県民のチェックを受けてから事業者を募集するようにスケジュールを変えてください。モニタリング基本計画書（案）も公表し、パブリックコメントを行って、県民のチェックを受けてから事業者を募集するようにスケジュールを変えてください。	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。
85	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	「導入の経済的効果」の具体的な根拠資料や「モニタリング体制」の具体的な仕組みを公表した上で、再度パブリックコメントを実施するよう求めます。「導入の経済的効果」の具体的な根拠資料や「モニタリング体制」の具体的な仕組みを公表した上で、県議会に実施方針に関する条例を上程するよう求めます。	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。
86	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	11月議会での条例案の審議は、県議会のメンバーが入れ替わるため、やめていただきたい。内容のある審議を時間をかけてやっていただきたい。	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
87	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	「みやぎ型管理運営方式」（＝コンセッション方式）の導入については、県民に対し十分説明責任を果たし、理解が得られた時点で検討を開始することを求めます。 県は「宮城県上下水一体官民連携運営事業実施方針（素案）」の策定までにおいて、水道利用者との情報共有や県民に対しての説明を十分行っているとは言えません。「水道」という最も基本的な生活のインフラについて、県民一人ひとりが宮城県の水道事業の現状と課題を理解し、メリット・デメリットも含めた是非をめぐり議論が行えるよう、十分に時間をかけ丁寧に説明してから、「宮城県上下水一体官民連携運営事業実施方針（素案）」の策定を行うことを求めます。	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
88	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	翌年3月には事業者の募集とあり、方針案が採用されることを前提とした計画にしか見えない。（類似11件）	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
89	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	パブリックコメント回収後2か月で意見を踏まえた方針案ができるとは考え難い	今回いただいた御意見の中から参考とさせていただき意見につきましては、速やかに実施方針に反映させていただきます。
90	実施方針（素案） 2.2事業者選定のスケジュール	令和3年の事業開始まで予定されていることも民意を反映させた計画とは言い難い。	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげるのが、水道事業者の喫緊の課題であることから県民や市町村、県議会への説明責任を果たしながら着実に導入を進めてまいります。
91	実施方針（素案） 2.3.1委員会による審査	素案では委員会の委員および臨時委員は、いずれも偶数人数としています。委員会で最終的に意思決定する場合には人数を委員長も含めて奇数にし、多数決による決定をできるようにした方がよいと思います。	「宮城県民間資金等活用事業検討委員会」は県条例により設置しているものであり、PFI法に基づく実施方針の策定、特定事業の選定及び民間事業者の選定に関する重要事項を調査審議することになります。委員の数はこれまでの実績等により決定したものであり、多数決を前提としたものではありません。
92	実施方針（素案） 2.3.1委員会による審査	委員の定数や任命基準はどのようになっているのでしょうか。臨時委員として水道等関係の有識者が任命されていますが、運営計画の内容について判断する上で、水道施設や下水道施設、その管理運営の実務に精通した専門家がいないようです。技術的な提案内容の審査を的確に行うことは難しいのではないのでしょうか。また、臨時委員というのはどういう役割を担うのでしょうか。当初の臨時委員である西村修委員に代わり、佐藤裕弥氏が臨時委員になっていますが、交代の理由は何でしょうか。平成30年度第1回の議事録を見る限り、県民の目線で適切と思われる意見を表明していたのは西村委員ぐらいではないでしょうか。西村委員が指摘したことと同様なことをこの意見書に書いているつもりですが、県側のコメントを見ても委員の意見に対して回答は十分ではないように思います。県総務部長が「県職員の立場から」（委員会議事録より）委員として出席しているようですが、任命根拠がよく分かりません。第三者性、専門性という観点では、少なくとも外部の専門家ではないので該当しません。発注部局の責任者であれば企業局のトップが委員として、あるいは水行政の専門分野担当ということであれば土木部長などの参加が必要ではないのでしょうか。また、場合によっては、県の水道水を受水する関係市町村の代表なども委員として参画する必要はありませんか。	県におけるPFI事業の手続を進めるに当たっては、「民間資金等活用事業検討委員会条例」に基づき、法律、会計、事業内容に係る分野の学識経験者等を中心に構成する「宮城県民間資金等活用事業検討委員会」が設置され、PFI法に基づく実施方針の策定、特定事業の選定及び民間事業者の選定に関する重要事項を調査審議することになります。「みやぎ型管理運営方式」の導入手続を進めるに当たっても、本委員会において、実施方針、要求水準書、入札説明書、落札者決定基準等の審議のほか、特定事業選定、公募後の提案審査、優先交渉権者の選定等が行われることとなります。
93	実施方針（素案） 2.3.1委員会による審査	「具体的な…選定基準は、募集要項等公表時に示す」とあるが、基準の基本は速やかに示すべきだ。（類似1件）	実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
94	実施方針（素案） 2.4応募者の参加資格要件	コンソーシアム構成員の条件を示して欲しい。	応募企業又はコンソーシアム構成員に求める要件については、募集要項に示す予定ですが、確定した部分については実施方針に示す予定です。
95	実施方針（素案） 2.4応募者の参加資格要件	応募企業の実績として、2つの項目、水道事業や下水道事業の運転管理業務となっています。具体的な要件については募集要項にあるということなので詳細は示されていません。「水道事業」「下水道事業」の運転管理業務といっても具体的範囲が不明であり、条件次第では参加資格を得られる企業の数が多くなるようにも考えられます。明記されていませんが、実績は日本国内の実績と考えられます。事業のスケールメリットを出すということのようですが、多岐に亘るので、参加者は、単独企業よりはコンソーシアムを組む可能性が高いと思われます。そうすると参加者数は限られてくるのではないのでしょうか。仮に実績があったとしてもその実績が問題のない良好なものであったのか、確認と判断が必要でしょう。参加資格要件と判断基準はどのようになるのでしょうか？第1回議事録でも今西委副委員長が指摘している外国企業参入の可能性についてここにはなんら触れられていません。どのような考え方になるのでしょうか。	応募企業又はコンソーシアム構成員に求める要件については、募集要項に示す予定ですが、確定した部分については実施方針に示す予定です。
96	実施方針（素案） 3.2リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	「災害時の施設の復旧や給水・処理の継続等についての必要な対策」を行う上で、運営権者と県の役割を明確にするよう求めます。「みやぎ型管理運営方式」を導入する場合にあっては、災害時のリスク負担も含め事業者に担わせるべきと考えます。あわせて、リスク負担を求めない根拠を具体的に示すよう求めます。（類似2件）	災害時のリスク負担については、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、施設の所有権は県にあり災害復旧に係る補助事業等が活用できるため、災害復旧事業の対象となるものについては県の負担としています。一方、災害復旧事業の対象とならない軽微なものについては、現状で受託業者に対応いただいていることから、運営権者の負担としています。
97	実施方針（素案） 3.2リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	地域独占事業で競争市場が存在しないこの事業では、市場によるコストの価格転嫁抑制効果は働かないから、コンセッションという形で民間に開放する場合には、契約の中に安易な価格転嫁を許さず、大規模なコスト要因の変動にも備える経営努力を促すのが当然であり、それを怠るコンセッション導入は行方べきではない。	「みやぎ型管理運営方式」は20年間の長期契約となりますが、対象となる20年間の最適な事業計画及びそれに伴い運営権者として必要となる収受額を提案いただくこととなります。事業開始後は、提案された運営権者収受額が基本となり、料金定期改定又は臨時改定において、予め定めた需要変動や物価変動等に係る算定式によって運営権者収受額が改定されることとなります。このため、事業開始後に運営権者によって恣意的に運営権者収受額を変動させることができない仕組みとなっています。
98	実施方針（素案） 3.2.1不可抗力	「不可抗力、想定外」は民間企業の常套手段。民間企業が想定外を口実に不可抗力事象であると決めつければ際限なく県が負担することになります。この実施方針案の文言で私企業から「想定外で不可抗力事象」との主張がされても「協議する」としかなっておらず歯止めはかかっていません。この実施方針案の文言で私企業から「想定外で不可抗力事象」との主張がされても「協議する」としかなっておらず歯止めはかかっていません。水は県民にとってライフライン。災害時・緊急時の復旧遅延は県民の命に関わります。それだけでなく、公共上下水道管理を民間企業に委ねることは災害・緊急時の都度、住民に水道料金に上乗せされた県税出費が避けられず、結局は県民の負担増をもたらします。	現在も自然災害等不可抗力リスクは、災害復旧事業の対象となることから県が負担しております。
99	実施方針（素案） 3.2.1不可抗力	ここに「不可抗力発生時の初期対応」に関する内容を付加してください。	不可抗力時の初動対応については、運営権者がBCPや危機管理マニュアルで設定することとなります。特に初動対応については重要な事柄になりますので、手順や関係機関との連絡体制等を明確に記述することを求めています。
100	実施方針（素案） 3.2.2瑕疵担保責任	物理的瑕疵があった場合の申入れ期限が、本事業開始後1年以内に限るとなっているが、状況によっては期限内に原因把握が困難な場合も想定されると思うので延長する要件を付記すべきと思われる。	物理的な瑕疵に係る県負担リスクについて、期限内での原因把握困難な場合の特定は困難であり、県負担リスクが継続する状況避けるためにも1年に限定しています。
101	実施方針（素案） 3.2.2瑕疵担保責任	運営権者への委託前に施設瑕疵の100%検出は不可能で、委託後瑕疵検出の度に県費費弁の危険性。取水・導水・浄水・送水・処理施設はその多様な部分に地下敷設や点検困難部分があり腐蝕や損耗、老朽化は単に設置時期や耐用年数のみでは予測ができません。その管理を委ねる際、要補修箇所として挙げる事が出来なかった全ての箇所は県側に瑕疵があったとして1年以降でも県側が負担することが明記されています。委託運営業者から瑕疵を理由に補修費用の請求があれば県負担は避けられず、「民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制」という目的を達することは出来なくなります。そればかりか、瑕疵責任を争う裁判に発展すれば更に県の出費が増え、係争中の復旧工事遅延など県民への実害は計り知れません。	物理的な瑕疵に係る協議申し入れ期間は事業開始後1年に限定しています。
102	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	現場を知らずして、果たしてモニタリングできるのでしょうか。	「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要となりますので、県では、マニュアルの整備や研修計画に基づく派遣研修など、技術に関する実務研修を充実させることにより、引き続き人材育成を図っていくこととしています。
103	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	わざわざ第三者機関による専門的なモニタリングを設置するくらいなら、「みやぎ型」を導入しなくても良いのでは？県民はそこまでして「みやぎ型」に納得しているのでしょうか。県民投票をしてみてください。	人口減少による収益減少と施設老朽化による更新需要の増大から、長期的に料金を値上げせざるを得ない状況の中、「みやぎ型管理運営方式」は、上工下水3事業一体によるスケールメリットや契約の長期化により、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、維持管理経費及び更新投資の削減を図り、事業全体のコスト削減に繋げるものです。導入にあたっては、水質の安全性や事業継続性の確保のためモニタリング体制が重要であり、運営権者・県のほかに、専門家で構成される第三者機関によるモニタリングを行うこととしています。「みやぎ型管理運営方式」の導入に向けた手続には、条例及び運営権の設定について県議会の議決が必要であることから、県民を代表とする県議会において審議いただくこととなります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
104	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	撤退する事業者に責任を持たせることは可能でしょうか？そもそも責任が持てないから撤退するのは？そんな状況で、誰が事業を継承したがるでしょうか。コンセッション契約をしたがために、県が企業の方まで余計な出費をしかねないという不安が残ります。このようなリスクも含めて、県民に詳細な説明をしてください。現在も同様のリスクがあるとはいえ、県には憲法第25条に沿って、県民のための水道をもっと慎重に考えていただきたいのです。（類似1件）	安全・安心な水の安定的な供給のためには、運営権者の事業継続性が重要です。みやぎ型管理運営方式の導入にあたっては、事業者選定段階での事業計画の十分な審査、事業開始後のモニタリングにより、事業継続性を確保しますが、それでも万が一、運営権者が事業撤退する事態となった場合には、運営権者には業務引継ぎを義務付けており、引継ぎに係る経費は運営権者が負担することとしています。
105	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	透明性を確保するのなら、県民がモニタリングに参加できる機会を作ってみてはいかがでしょうか。（類似2件）	参考とさせていただきます。
106	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	水質について、実質、事業者の検査に任される危険性大です。第三者委員会は、書類で確認するのみになり、有効なモニタリングを保証するものではない。（類似1件）	水道法上、「みやぎ型管理運営方式」導入後も、水質検査は県が実施した上で、水質遵守のための運営権者の取組みを県及び専門家による第三者機関がモニタリングすることにより、安全・安心な水の安定的な供給を確保します。
107	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	県は事業者に対するモニタリング（監視）を強化するとして、監視のための第三者機関（仮称「経営審査委員会」）を設立するとしているが（素案32頁）、単に、事業者に対する監視を第三者機関に委ねるだけでは、監視の実効性は不十分と言わざるを得ないものである。（類似3件）	「みやぎ型管理運営方式」導入後のモニタリング体制については、①運営権者によるセルフモニタリング、②県によるモニタリング、③専門家で構成される第三者機関によるモニタリングの3段階のモニタリング体制をとることとしています。
108	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	第三者機関による事業者に対する監視を実効的にするため、第三者機関は、単に事業者なし県から提供された資料を評価分析し、県や事業者に意見を述べるとどまらず、事業者に対する調査権限を付与すべきである。また、第三者機関が機能するため、委員の人選にあたっては、議員や公務員OBなどの名誉職化することなく、専門的知見を有する人材を各分野から広く求めるべきである。（類似1件）	参考とさせていただきます。
109	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	経営モニタリングには、ばく大な新たなコストが発生するはずで、委員会の委員の謝金程度ではまともな監査ができるわけがなく、監査法人に依頼するぐらいのことはしなければ、信頼できるモニタリングはできません。まず、この仕組みの詳細を県民に説明し、経営モニタリングに対する県民の議論が成熟した後、モニタリング基本計画書（案）を作成してください。（類似2件）	運営権者の財務状況については、運営権者がセルフモニタリングした上で、監査法人等による会計監査を受けることとしております。また、県によるモニタリング、専門家で構成される第三者機関によるモニタリングを実施することとしています。
110	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	コンセッションの導入に伴って従来は存在しなかった新たなコストが発生する。すなわちセルフモニタリング、県によるモニタリングに加え、第三者機関によるモニタリングを行うとしている。	モニタリングについては、過大なコストが発生することはありません。
111	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	モニタリング結果については、毎年公表して欲しい。	事業の透明性を確保するため、県によるモニタリング結果についてはホームページ等で公表する予定です。実施方針（案）に反映させていただきます。
112	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	第三者機関の委員に県民の推薦枠を設けるなど「県民がモニタリングに参加できる仕組み」、加えて、「県民が料金決定に参加出来る仕組み」を求めます。	参考とさせていただきます。
113	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	「モニタリング基本計画」の策定はいつになるのか。基本計画がないままでは、11月の県議会で十分な審議が出来ないのではないか。どのような形で行うのか。住民が誰でも情報を入手できるのか。（類似1件）	モニタリング基本計画書（案）は募集要項の公表時期に公表する予定ですが、モニタリングの基本的考え方については、早期に公表する予定にしています。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
114	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	財務モニタリングは、コンセッション導入に伴って新たに必要となったもので、この適正かつ完全な実施は、コンセッションによるコスト削減と価格低下を保証する最も決定的な要素であり、その権限と運営権利者の協力義務を明確に実施方針に盛り込むべきである。 運営権者に対し財務データや個別の契約書等も含めて開示する義務を負わせ、開示を拒み虚偽の報告をした場合に罰則を科すこと、第三者委員会に議会と県民の代表を参加させること、第三者委員会に加えて第三者委員会を補佐し、強制力を持って財務状況を監査する独立した機関を設置することが不可欠である（契約書や見積り等の企業秘密事項の開示に民間企業は頑強に抵抗するだろうが、第三者委員会に守秘義務を課し、第三者委員会外部への開示を一定の期間禁じれば、開示の正当性は担保できる）。なお、上述の通り、財務モニタリングに係る新たなコストも加味してコンセッション導入に伴うコスト削減効果が検証されなければならない。	運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行うことを明記しています。財務モニタリングには、会計等の専門的知識が必要であるため、（仮称）経営審査委員会には会計等の専門家を含めた構成をすることにしています。
115	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	「浄水場等の運転管理」は、これまでも民間事業者に委託してきましたが、4、5年間の短期で「仕様発注」で委託してきたのであり、20年間の長期に渡り、仕上りを基本とする「性能発注」で、「民間事業者の自由裁量」に委ねることにはリスクが伴います。だからこそ、（仮称）経営審査会による運営事業者へのモニタリングが必要になるものであり、「民間事業者に移動するのは「設備の修繕・更新工事」「薬品や資材の調達」など一部業務しかない」との説明は、県のモニタリングの他、「第三者機関を設置してモニタリングを行わなければならない程のリスクがある」ということを隠蔽した説明だといえます。	「みやぎ型管理運営方式」は民間の力を最大限活用するため、性能発注に基づく施設運営を行うこととしています。また、雇用の安定、人材育成、新技術の導入等を可能とするため20年間の長期契約とします。一方で、運営権者の業務を確実に監視するため、①運営権者によるセルフモニタリング、②県によるモニタリング、③専門会で構成される第三者機関（（仮称）経営審査委員会）によるモニタリングの3段階のモニタリング体制をとることにしています。
116	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	経営状況について、第三者機関（経営審査委員会）を設置してモニタリングを行うとしています。もし事業者が営利を優先して値上げを試みた場合に、第三者機関はそうした料金設定についても議論を取り扱うのでしょうか。また、第三者機関からの県や事業者への意見の効力はどのようなものになりますか。料金決定は議会決議により透明性を確保する、と書いてありますが、議会で諮られる前の段階で慎重な議論がなされるような仕組みにしていきたいです。そのためにも、第三者機関の機能が気になっておりました。	第三者委員会は、水道事業等に精通した専門家（技術、会計、法務等）で構成され、「みやぎ型管理運営方式」の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べることであります。県及び運営権者は、第三者委員会における意見を尊重して事業運営に当たることとしています。料金改定にあたっては、第三者機関に意見を求めることとしており、現在よりもさらに厳しいチェックが行われることとなります。
117	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	民間の運営では経営の情報公開が企業秘密を盾に難しくなり監督、モニタリングが形骸化する。（類似1件）	運営権者の情報開示については、事業計画や財務諸表、維持管理報告書等、あらかじめ県が要求水準書で指定することとしております。さらに、運営権者に自主的・積極的に情報を公表するよう求めてまいります。
118	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	第三者委員会には、経営審査に加えて、技術力と人材育成をモニタリングできるようにお願いします。	今後のモニタリング基本計画書作成の参考にさせていただきます。
119	実施方針（素案） 3.4実施状況のモニタリング	「モニタリング基本計画」が示された後に、県議会で審議、県民への説明があるべきです。（類似1件）	モニタリング基本計画書につきましては、募集要項等公表の令和2年4月を予定しておりますが、今後も、検討の進捗に合わせ、できるだけ多くの情報をお伝えできるよう、正確な情報発信と丁寧な説明に努めてまいります。
120	実施方針（素案） 3.5要求水準違反時のペナルティ	ペナルティの内容はどんなものですか。（類似2件）	県による改善措置、改善されない場合の違約金の支払いを想定していますが、詳細は検討中であり、今後、要求水準書（案）やモニタリング基本計画書（案）により公表する予定です。
121	実施方針（素案） 3.5要求水準違反時のペナルティ	運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は運営権者に代わり、本事業を実施することができる、とあるが運営権者に代わり、県が本事業をバックアップ的に実施するための技術の継承や人材の育成と確保はどのように担保するのでしょうか。（類似2件）	「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要となりますので、県では、マニュアルの整備や研修計画に基づく派遣研修など、技術に関する実務研修を充実させることにより、引き続き人材育成を図っていくこととしています。
122	実施方針（素案） 3.7.21) 本完全無議決権株式	どのような株主を想定しているのか。配当優先株式と同様のものを考えているのか。	運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式のみを発行することができることとしています。また、応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとしています。
123	実施方針（素案） 3.7.22) 本議決権株式	本議決権株主譲渡について、新規発行には県の承認が必要となっているが、議決権の集中防止の為に、既に株取得している者へ処分も同様に県の承認を必要とするべきである。また、県の承認とはどのような手続きなのか示して欲しい。	応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとしています。また、応募は単独企業でもコンソーシアムとしても可能であり、コンソーシアム構成員間での割当ては各グループの判断によるものと考えております。このため、他の本議決権株主への処分には事前の承認を必要としないこととしております。なお、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規に発行する場合の県の承認手続については、今後検討を深めて参ります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
124	実施方針（素案） 5.1実施契約に定めようとする事項	この契約書には秘密保持義務があり、「契約に関する情報～も、相互承認しなければ開示してはならない」と明記されたいはず。つまり、今後、様々な秘密が生まれ、議員すらチェックできずブラックボックス化する恐れがあります。 （例）浜松市は、下水道事業でPFI契約をしました。国会質疑でVFMについて「企業秘密だ」として答えませんでした。	県と運営権者が締結するいわゆる実施契約書については、募集要項の公表時を目処に（案）を公表する予定です。検討にあたっての御意見として参考とさせていただきます。
125	実施方針（素案） 6.1事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	1.1.3中ほどに、『専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題』とあります。つまり、一度民営化したら県が運営を継承するのは不可能であり、県が指定する者となります。指定する者とは具体的にどの様な者を想定しているのか。事業継続が困難となる事は、非常事態であり明確にしておくべき項目である。	他の維持管理が可能な民間事業者を想定しています。
126	実施方針（素案） 6.1事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	県は、「撤退する事業者に「第三者への引継ぎを義務づける」「引継ぎが完了するまで、運営権者の責任で事業継続を義務づける」とし、「現在も同様のリスクがある」からこれまでと変わらない」と説明していますが、県が予定する「撤退の理由」はどのようなものでしょう。「第三者への引継ぎを義務づける」「引継ぎが完了するまで、運営権者の責任で事業継続を義務づける」ことを受け入れることが可能な事業者だとすれば、撤退の理由は「経営は比較的安定しているが、儲からない」ということではないでしょうか？	水道事業については、収益の急激な変動リスクが低いことから、比較的安定した経営が可能な事業と考えられ、事業計画の審査を行い、モニタリングを継続することにより、撤退リスクは極めて小さいと考えております。
127	実施方針（素案） 6.1事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	企業がもし撤退する場合はどうするのか。（類似8件）	県は、事業者選定時に事業計画を専門家によりチェックするとともに、事業開始後は経営状況等のモニタリングにより継続してチェックしてまいります。それでも万一、民間事業者が撤退するような事態になった場合には、県の指定する者への引継ぎを義務付けており、引継ぎが完了するまでの間、民間事業者は自らの責任で事業を継続することを義務付けることとしています。
128	実施方針（素案） 6.1.22)解除又は終了時の措置	契約解除違約金がどの程度か示して欲しい。	契約解除違約金の額については、今後公表する実施契約書（案）に記載する予定にしております。
129	実施方針（素案） 6.1.22)解除又は終了時の措置	契約違約金の支払いはコンセッション方式を採らなければ必要のない出費。20年間の中途契約の取消しに際し、企業から契約違約金を請求できる、となっています。しかし民間企業に委託さえしなければ決して生じない違約金の支払いは県民の血税を浪費する事になります。	県から運営権者への契約解除違約金の支払いについては、県帰責による契約解除に限られ、発生リスクは極めて小さいものと考えております。
130	実施方針（素案） 6.2金融機関又は融資団と県との協議	運営権者が融資を受ける場合、金利は優遇されることはあるのか。	事業運営のために必要となる資金は、融資を受けることも含めて、運営権者自らの判断により調達することになります。
131	実施方針（素案） 8.2実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付	パブリックコメントの募集の周知が不十分ではないか。また、「公表する関係資料」としていくつかファイルが上がっているが、日々仕事などしている者にとって、この分量を把握した上で意見を出せというのは不親切だと感じるし、本当にこの事業を理解してもらおうという思いや姿勢が感じられない上に「資料は出している」という単なるアリバイ作りの感が否めない。（類似3件）	今回の意見募集にあたっては、県内全戸配付となっております県政だよりで周知を図ったほか、記者発表等も行ってまいります。なお意見募集については、「県民の意見提出手続に関する要綱」に基づいて実施しております。
132	実施方針（素案） 8.2実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付	素案がHPで調べるか、限られた場所しか閲覧できないのは、すべての県民に対して等しく情報提供していることにはならない。（類似3件）	今回の意見募集については、「県民の意見提出手続に関する要綱」に基づいて実施しております。
133	実施方針（素案） 8.2実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付	県民の意見（パブリックコメント）について、ヒヤリングを行なうなど、意見を反映する手立てを講じてほしいと願います。	今回のパブリックコメントでいただいたご意見につきましては、県条例に基づく民間資金等活用事業検討委員会の審議や、市町村との意見交換を踏まえ、11月に公表を予定している実施方針（案）に反映させることとしております。
134	実施方針（素案） 8.2実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付	全世帯に対しての意見聴取が当然と考える。	「みやぎ型管理運営方式」の導入にあたっては、県民や市町村の理解を得ることが極めて重要であると認識しております。これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、県政だよりやホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、事業内容についての問い合わせは宮城県企業局水道経営課にて随時受け付けております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
135	実施方針（素案） 8.2.1受付内容	自由意見、記述を大事にするためにも、様式の制限は指定すべきではない。（類似1件）	今後の参考にさせていただきます。
136	実施方針（素案） 8.2.1受付内容	意見書の様式が分かりにくい。	今後の参考にさせていただきます。
137	実施方針（素案） 8.2.1受付内容	特定の有料ソフトが無いと作れない形式（ワード）での提出を強要するのはいかがかと思えます。郵送にしろ一度ソフトを通して開く必要がありますよね？せめてコンビニでも印刷できるpdfなど汎用性の高い形式にしてください。もしくは送信フォームを作るのが良いかと思えます。必要事項なども選択式にすれば意見の取りまとめが迅速ですし、わざわざ送信されたワードファイルの中身を転記やコピーペーストする無駄な作業も省けるのでは？又、スマートフォンで見た場合の右上に出るツイッターやフェイスブックの共有が機能していないようです。リンクが共有できません。	今後の参考にさせていただきます。
138	実施方針（素案） 8.2.2受付期間	提供されている情報が少ない上に、意見募集の期間が短いのではないかと。（類似20件）	県ではこれまでシンポジウムや出前講座のほか、県政だよりや新聞、ホームページ等を活用し、県民に対し、様々な手法で数多くの情報提供に努めてきました。意見募集については、「県民の意見提出手続に関する要綱」に基づいて実施しております。
139	実施方針（素案） 8.2.3提出方法	回答様式には、必ず住所、氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号を記載してください。記載のない場合は、御意見として考慮することができません。」「御意見の提出は、日本語に限ります。」とあります。この議論から、住所・電話番号を所持していない人や日本語に長けない人を排除していませんか。この上工下水一体官民連携運営の議論全体が、県民の知る権利やアクセス権を制限している現状に、不服を申し上げます。	回答様式への記載につきましては、「県民の意見提出手続に関する要綱」に則って設定をしておりますが、広く意見を募集できるように今後の参考とさせていただきます。使用言語につきましては、御意見をより正確に反映させたいとの意図から日本語とさせていただきます。ご理解いただければと思います。
140	実施方針（素案） 別紙3リスク分担表	料金不払いの対応について運営権者側が負担するというところであるが、これまで、県が負担していたものをこのようリスクまで負わされるとなると、運営権者側は相当な負担を強いられる。県の責任放棄である。	運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続により運営権者が行うこととなります。
141	説明資料7頁 概要⑥【リスク分担】	県がリスクを負担する7項目が記載されているが、より詳細な規模及び金額を明確にして頂きたい。（類似1件）	これら7項目は、大震災による被害や、施設の隠れた瑕疵、著しい物価変動など予測が困難な事象であることから、現時点で規模及び金額の詳細を明確にすることはできません。
142	説明資料7頁 概要⑥【モニタリング】	モニタリングの内容、詳細をまず示すべきではないかと。（類似2件）	P F Iの手続き上、モニタリングの詳細は、募集要項までに公表することになりますが、県の基本的な考え方については、早期に公表することとしております。
143	説明資料8頁 概要⑦【解除事由】	不可抗力事象を原因とし、事業の再開が著しく困難な場合、損害は各自で負担する、とされているが、災害時等において迅速な対応ができるのか。	自然災害や漏水事故などの不測の事態への対応については、これまでも、県が委託先事業者や関係機関・市町村と連携し、迅速かつ的確に対応してきました。「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、現在と同様に迅速・適確な対応ができる体制を構築します。また、災害時における応援等については、日本水道協会や全国上下水道コンサルタント協会等と締結している協定に基づき対応しており、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、この対応に変更はありません。
144	事業概要5頁 みやぎ型管理運営方式導入の背景	「水道用水供給事業における水需要と料金の見直し」における試算は、結果のみの記述で、県民が検証不能である。また、「施設の統廃合やダウンサイジング等により効率化を図っても、料金上昇は避けられない見直し」と記述されているが、そもそも施設の統廃合やダウンサイジングの計画が定められていないのに、どの程度効率化が可能なのかの判断ができるはずはない。同ページのグラフへの書き込みによれば、本格的な管路更新はR25以降と考えているようだが、それに向けたダウンサイジングの計画と必要財源の確保のあり方こそ、コンセッション導入より優先して県民的議論の対象とすべきである。	県では、更新時期を迎えた浄水場の機械・電気設備について、適切にダウンサイジングを行っているところであり、管路についても、今後の更新時期を見据えた計画に基づき、ダウンサイジングを実施していくものの、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見直しとなっております。また、施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。
145	事業概要7頁 みやぎ型管理運営方式（現在の違い）	現行方式で、契約期間を長期化する方策を検討しているのでしょうか。	現行のまま一体化、広域化した場合の運営管理費等については、公共調達を前提とせざるを得ないことから、その試算結果のコスト削減効果は、積算上の諸経費の低減と落札率に限定されたものとなっております。また、委託業務での20年契約については、その期間の債務負担の設定が必要となり、現実的には難しいと考えております。
146	事業概要7頁 みやぎ型管理運営方式（現在の違い）	現行契約ではスケールメリットを発揮し難く、9事業一体契約で発揮しやすいとされているが、個別委託先が連携してコストダウンを図る仕組みを作るなどの方法で対策できるのではないかと。（類似2件）	現行のまま一体化、広域化した場合の運営管理費等については、公共調達を前提とせざるを得ないことから、その試算結果のコスト削減効果は、積算上の諸経費の低減と落札率に限定されたものとなっております。また、委託業務での20年契約については、その期間の債務負担の設定が必要となり、現実的には難しいと考えております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
147	事業概要7頁 みやぎ型管理運営方式（現在の違い）	IT活用、最適・最新ソフトの安価導入、薬品の長期一括調達による安価購入が現行体制ではできない理由はなぜか。（類似3件）	県が事業を継続した場合においても可能な取組もありますが、公共調達为前提となるため経費削減効果は限定的であることから、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用した「みやぎ型管理運営方式」を導入し、大きなコスト削減効果を発現させようとするものです。
148	事業概要7頁 みやぎ型管理運営方式（現在の違い）	雇用安定や人材育成、技術継承は自治体が最も得意とするところであり民間がかなうわけがありません。メリットと説明すること自体無理があります。また、昨今の情勢から運営権を獲得した企業が利益確保の観点から下請け企業に委託することが予想されますが、こうした企業で働く方は非正規労働者が多く宮城県が20年契約のメリットとした「従業員の雇用の安定」「人材育成・技術継承・革新」と全くつながらず意図とは逆の結果になるのではないのでしょうか。せめて再委託全面禁止を明記すべきです。（類似2件）	民間企業においても、雇用安定や人材育成、技術継承は行われており、必ずしも自治体が得意とするところとは考えておりません。また、本事業の業務内容は多岐にわたることから、全ての業務を運営権者で行うことは困難であり、委託を全面禁止することはできません。「みやぎ型管理運営方式」では、地元企業との連携、地元人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を選定時に評価する仕組みを設ける予定です。
149	事業概要7頁 みやぎ型管理運営方式（現在の違い）	みやぎ型は、少人数での管理、安く導入、安く購入ということばかりうたっているが、「水道事業」はそういったものさしでやるべきなのか。20年間の契約でのコストダウンより、40年後、100年後の「水道事業」こそが要ではないか。コストダウンよりも、人材、持続性の確保ではないか。	水需要の減少や老朽化する施設の更新費用の増大など、水道事業を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されており、経営基盤の強化を図ることが、水道事業者の喫緊の課題となっています。「みやぎ型管理運営方式」は、県が水道事業者として最終責任を担いながらも、官と民が事業パートナーとして協働で運営し、民間の創意工夫を最大限活用することにより、経営基盤強化を図る本県にとって最も効果的な取組です。「みやぎ型管理運営方式」を早期に導入することにより、将来の水道料金上昇を抑制し、県民負担の軽減促進に繋げ、持続可能な水道経営を確かなものとします。なお、「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、職場内外の研修を充実させるほか、モニタリング業務等を通じて、人材育成を図っていくこととしております。
150	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	水道用水供給事業2事業におけるコスト削減効果、約120億円の根拠を提示すべき。年間6億円では導入効果が低い。導入の経済的効果の具体的な根拠資料を示すべき。（類似26件）	水道用水供給事業2事業のコスト削減効果である120億円は、今後20年間、県が運営を継続した場合の事業費に期待削減率であるVFM7%を乗じた額となります。導入効果としては、水道用水供給事業の年平均6億円に加え、工業用水道事業、流域下水道事業についてもコスト削減が可能であることから、効果は高いと考えております。現段階のコスト削減効果は、あくまで期待値であり、最終的な削減額は、優先交渉権者の選定時における民間企業の提案によって決まります。また、施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。
151	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	料金上昇が少し抑えられる程度の効果しかない。経営シミュレーションを示すべき。コンセッションの導入により、株主配当等のこれまでなかった支出が発生するのではないか。（類似1件）	施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。また、現在の浄水場等の運転管理や管路・設備の更新工事等も民間企業が行っていることから、株主配当や課税等のコストは発生しており、「みやぎ型管理運営方式」の導入により追加となるものではありません。
152	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	民活による経費削減、更新費用抑制の根拠が薄弱です。約7%減の想定は事業者の回答から導いただけで、これを基にコスト削減をとることは非科学的である。（類似1件）	PFI事業の実施にあたっては、導入可能性調査により、その可能性を調査します。その際に、民間事業者の意見を反映するためのマーケットサウンディング（官民対話）が重要となります。マーケットサウンディングにより、期待削減率を設定する方法もPFI事業の検討における一つの手法です。
153	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	公共のまま、施設の統廃合やダウンサイジングをすれば良い。（公営のままコスト削減は可能なはず）（類似28件）	供給水量の減少は、料金単価に直接的な影響を及ぼすことになり、県では、引き続き、水道施設のダウンサイジングを実施していくものの、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しであり、そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映するものです。
154	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	民間企業の事業には課税等のコストが追加される事となります。増加するコストがあるのにコスト削減されるということは、人件費等や雇用される人達にシワ寄せされ、結果的に事業に良くない結果をもたらすことにはならないのでしょうか？	現在の浄水場等の運転管理や管路・設備の更新工事等も民間企業が行っていることから、課税等のコストを負担しております。
155	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	これまで県が負担していたコストと民営化した場合に予想されるコストを明確に示し、意味のある政策であるのか否かを県民に問うべきである。（類似3件）	各事業の決算書については、県企業局公営事業課のホームページで公開しておりますので、ご参照ください。「みやぎ型管理運営方式」の導入効果としましては、水道用水供給事業2事業において、県が運営を継続した場合の今後20年間の総事業費と比べ、約120億円のコスト削減効果が期待されます。また、施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。
156	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	PFI事業を行う上で、増加する費用は含まれているのか。（調査費用、契約時の費用、資金調達の金利、役員報酬・株主配当金等）	（仮称）経営審査委員会等、増加する費用も含めて試算しております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
157	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	コンセッション導入により、水道用水供給事業2事業において20年間に120億円のコスト削減が期待されるとしている。しかし、その根拠はプロポーザル参加予定企業らに対するアンケート調査によるもので、コスト要因それぞれに対してコスト削減手段を対置して分析検討する科学的手続きを踏んだものではない。すなわち信用するに値しない。なお、総事業費は、「今後の水量の減少を見込んだ施設の統廃合やダウンサイジングを考慮した金額」とされているが、施設の統廃合やダウンサイジングの計画が定められていないのに「考慮」したというのは、虚構の数字であると言っているに等しい。	施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。
158	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	コスト削減の根拠が、関係会社の聞き取りだけでは不十分。	コスト削減については、関連企業へサウンディングした結果の期待値となっておりますが、募集時には、県が求める削減率を掛けて提案を求めらるるので、必ずコスト削減が図れる仕組みとしています。
159	事業概要10頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	県は財政的に120億の持出しが減るとのことだが、逆を言えば、今まで業者が得ていた収益が減額するのではないか。結果的に県の経済に大きなダメージとなると推測される	みやぎ型管理運営方式では、日常の運転・維持管理業務と設備更新投資は民間に委ねることとしておりますが、管路の更新や修繕等の土木工事は、引き続き県が発注することとしています。また、水道設備としての専門性が求められる電気・機械設備などの更新については、これまでも地元企業の受注機会が限定的であったことから、みやぎ型導入による地元企業への影響は少ないものと考えています。 みやぎ型管理運営方式では、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を選定時に評価する仕組みを設ける予定です。
160	事業概要11頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	料金の上昇抑制のグラフがありますが、算定根拠を提示してください。	水道用水供給事業の料金については、総括原価方式により算定することとされているため、事業に必要な費用の積み上げにより算定されます。当該資料については、みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査（FS調査）において実施したマーケットサウンディングにより求めた期待VFMの下限値7%より算出した削減期待額全てを料金に反映したものです。
161	事業概要11頁 みやぎ型管理運営方式導入の効果	水道用水供給事業において120億円とされるコスト削減がなされた場合の水道料金の値上げ抑制効果の試算結果が示されている。ただし、削減額を単純に価格に転嫁しただけのものであって、受益市町村との調整を待たねばならず、県民の理解をミスリードする危険がある。同時に、掲載のグラフが正しければ、価格上昇要因の多くは、需要減少による管路・施設の遊休化（無駄な維持管理コストの上昇）と管路更新費用によるものであることがうかがえる。重要なのはコンセッション対象外の業務におけるコスト削減であって、仮にコンセッションによってコンセッション対象業務におけるコスト削減が期待できるとしても、県所管事業を含む事業全体に対する効果は限定的である。なお、「コスト削減額は事業者からの提案によって確定」と記述しているが、運営権者収受額（料金収入等の配分額）は、5年ごとに定期改定され、臨時改定もありうるので提案によって「確定」するわけではない。	施設の統廃合やダウンサイジング計画等に加え、コスト削減額の内訳等についても、早期に公表していくこととしております。
162	事業概要21頁 モニタリング等について	第三者機関によるモニタリングとあるが、その第三者機関とは何処の誰でその選定過程の公平性の確保等をどうするのか書かれていない。	モニタリングの詳細につきましては、モニタリング基本計画書に記載する予定です。第三者機関については、水道事業に精通した技術、会計、法務等の専門家で構成することで考えておりますが、人選等も含め今後詳細を整理していく予定です。
163	事業概要24頁 A.1危機管理は？	災害時の対応や水道管の補修等はすべて県（県民）が負担し、民間は運営権を活用し、独自の工夫をこらして自由に儲けてくださいということですか？ 県民のメリットはどこにあるのでしょうか？企業は災害時、何も負担しないのですか？果たして災害の混乱時に＜除外対象＞が企業に適應するのでしょうか？ 県民の命の水と引き換えに、企業を優先しているように感じます。（類似2件）	現在の災害時の対応については、県と委託業者及び市町村等が連携して対応しており、「みやぎ型管理運営方式」移行後も、大規模な災害については、これまでどおり国の補助金を活用した復旧を行うことで県（県民）の負担が少なくなるよう対応します。
164	事業概要24頁 A.1危機管理は？	8年前の震災の時に民間企業は私たちの生活をたくさん助けてくれました。公共も民間もそれぞれ良いところがあり、公民が連携していくことは素晴らしい事だと思います。	「みやぎ型管理運営方式」は、県が水道3事業の事業主体でありながら、民間の力を最大限活用できる運営方法であり、我が県にとって最も効果的な取組と考えております。ご期待に応えられるよう、導入に向け着実に進めてまいります。
165	事業概要30頁 A.3県のチェック能力の維持は？	県及び第三者機関による「財務モニタリング」は、それを実施する財政的コストにとどまらず、企業秘密の壁を押し開けて必要な情報を開示させ収集すること、又、その情報の精度・信頼性の検証を行うことが不可欠となるが、そのために払うコストは計り知れない。さらにモニタリングにかかわらず、要求水準を達成できず、又、経営破綻に至った場合における損失と県民の信頼を損ねるリスクも大きなものがある。	今後の要求水準書、モニタリング基本計画書作成の参考にさせていただきます。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
166	事業概要30頁 A.3県のチェック能力の維持は？	第三者機関は具体的にどのような方が集められ、どのような権限が与えられるのでしょうか。（類似1件）	第三者委員会は、水道事業等に精通した専門家（技術、会計、法務等）で構成され、「みやぎ型管理運営方式」の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べることであります。 県及び運営権者は、第三者委員会における意見を尊重して事業運営に当たることとしてあります。
167	事業概要33頁 A.5上工下水の一体運営は、工水の赤字補てん目的では？	9事業は独立採算であって、事業間の利益の移転はできないとされている。そうであればスケールメリットはどのように発生するのか、それは県による一体的運営管理では発生し得ないものなのか、納得できる説明が欲しい。	スケールメリットには、空間的・時間的なものがあると考えております。空間的なスケールメリットとしては、9事業一体での管理により、事業をまたいだ複数個所の工事を一体的に発注することも可能となります。独立採算により事業ごとの利益の移転はできませんが、同時発注による、個別事業ごとの工事費の削減が期待できます。 また時間的なスケールメリットとしては、事業期間の中で長期契約により、薬品等の長期契約や先を見越した設備・人材の投資を行うことができ、総額での事業費の削減が期待できます。 県では、公共調達による9事業一体での業務委託についても試算しておりますが、設備等の調達はこれまでどおり県が行うことになるため、積算・発注という手法から民間事業者の調達と比較し、削減効果は限定的なものとならざるを得ないと考えております。 一方、民間事業者は、工事や物品調達において購入先の企業と価格交渉ができるため、県の公共調達より事業費の抑制を図ることができ、「みやぎ型管理運営方式」は、現在の運営体制を継続した場合と比較して、確実にコスト削減が図られるものと認識しております。
168	事業概要34頁 A.6地元企業の仕事がなくなるのではないかな？	地元の中小企業はどうなるのでしょうか。地元で縁のない企業が入ることで、経験豊富で気概のある事業者さんたちが下請けとして叩かれたり、ますます事態がややこしくなるのでは？（類似3件）	みやぎ型管理運営方式では、日常の運転・維持管理業務と設備更新投資は民間に委ねることとしておりますが、管路の更新や修繕等の土木工事は、引き続き県が発注することとしております。また、水道設備としての専門性が求められる電気・機械設備などの更新については、これまでも地元企業の受注機会が限定的であったことから、みやぎ型導入による地元企業への影響は少ないものと考えています。 みやぎ型管理運営方式では、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を選定時に評価する仕組みを設ける予定です。
169	事業概要36頁 A.7導入の効果は？	施設の統廃合やダウンサイジング等により効率化を図っても、料金上昇が避けられない理由を示すべき。	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、将来の更新投資へも備えていく必要があると考えております。水需要についても、今後の人口予測等を踏まえると、30年後には現在から約3割減少していくこととなり、このまま県が事業を続けた場合、施設の統廃合やダウンサイジング等により効率化を図っても、安定的な経営のためには、料金上昇は避けられない見通しとなっております。供給水量の減少は、料金単価に直接的な影響を及ぼすこととなり、県では、引き続き、水道施設のダウンサイジングを実施していくものの、このまま県が事業を継続した場合、20年後には1.2倍程度、40年後には1.5倍程度まで料金を値上げせざるを得ない見通しであり、そのため、現在よりも民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、大きなコスト削減を発現させ、その削減効果を料金上昇の抑制に反映するものです。
170	その他	2018年4月と8月、県広域水道の受水市町村から宮城県に対して、13項目の質問書が提出されましたが、県の回答は「今後検討」「応じた企業からの具体的な提案が無いと答えられない」というのもばかりでした。今月9月20日、仙台市初の市民向け説明会及び最新の議会答弁で仙台市は「県から回答が無いものがあるので仙台市として判断を持つためにも、引き続き説明を求めていく」と述べています。これでも県は、受水市町村に対する説明責任を果たし納得と合意を得ていると考えているのですが？伺います。	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たり、受水市町村の首長への直接訪問や広域水道協議会、及び担当者向けの現状報告会等、機会あるごとに説明を行っており、今回公表した実施方針案案についても、事前に説明しております。また、昨年、受水市町村で構成される仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会からの質問については、その時点で決定されていなかった要求水準やモニタリング等について、検討の進捗に応じて随時、公表していく旨回答したものです。今後、条例改正案の11月議会への提案と合わせて、運営権者に求める水質やモニタリングの基本的な考え方などについても示すこととしており、引き続き、検討の進捗に合わせて、丁寧に説明していくことで、受水市町村に対する説明責任を果たしてまいります。なお、実施方針や要求水準書、モニタリング計画等の公表が段階的になることはPFI事業の特徴となることから、御理解願います。
171	その他	20日に開催された仙台市初の住民説明会は、「みやぎ県政だより」特集記事を見た市民から仙台市へ問い合わせが殺到し、開催されたとのことでした。「コスト削減が必要だというなら、県の責任でコスト削減してほしい」「岩手県中部水道企業団は実際すでに過剰設備をダウンサイジングし最適化を行う中で水道料金上昇を抑えている。その経験に学んで公営で継続して欲しい」「村井知事は県民をあまりにもバカにしている」との声が相次ぎました。9月2日から30日までのパブコメは今日を含めて4日で終わります。仙台市民向けの初めての説明会は9月20日でした。説明したといくら言ってもこんな状態で、パブコメを取ったとして「県民の声は十分に聞きました」とは、とても言えないし、言わせません。宮城県は13会場で説明したと言いますが、何人の県民に説明責任を果たしたと考えているのですか？そのうちの何人が事業者や自治体関係者以外の一一般の県民だったと考えているのですか？	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たり、県民向けのシンポジウムをこれまで5回開催し、県民、民間事業者等の内訳は把握しておりませんが、毎回200名から300名以上の傍聴者に対し、進捗状況などを説明してきました。また、各市町議会、各市町村からの要請により、出前講座や市民説明会を開催してきました。さらに、市民団体等の会議にも出席し説明するなど、これまで要請があった13回については、都合のつく限り、出向いて説明してきたところです。今後も、各所から要請を受けており、出前講座等の開催を予定しているところである。 また、県政だよりにおいて「みやぎ型管理運営方式」の特集を組み、県内全戸へ配付するなど幅広い周知も図ってきました。県としては、こうした取組を継続し、引き続き、あらゆる機会を捉え、さらなる情報発信とわかりやすい説明に努め、県民理解の促進を図ってまいります。
172	その他	県議会改選後、新旧議員が交代した後の一番初めの11月議会で、コンセッション導入の条例改訂案が提案されます。この条例改訂案が議決されてしまえば、その後はコンセッション・民営化へのルールが一気に敷かれ、そのルールから二度と降りられなくなります。知事は先日の答弁で議員が議決する機会はまだ一回あると言いましたが、それは、運営権を移譲する事業者をAかBかCの中から当局が選定した事業者について「良いか悪いか」を議決するだけの話ですから、民営化のルールの上での選択肢でしかありません。間違いありませんか。	PFI法に基づく実施方針に関する条例については、「公営企業の設置等に関する条例」を改正し、11月議会で提案することを予定しております。その後、外部有識者等の検討委員会で、優先交渉権者1者を選定した後に、当該優先交渉権者に公共施設等運営権を設定することが適切かどうかの判断を議会に諮ることとしております。県としては、PFI法に則り、二つの議決を経て、着実に導入を進めてまいります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
173	その他	村井知事の姿勢はまるで一方的な押しつけで、県民に対してあまりに乱暴です。11月議会でコンセッション条例改訂案が議決されてしまったら「民営化のレールから二度と降りられなくなる」という、一番肝心な事を隠した現状で、県民に対してパブコメで意見を聞くと言っても、受水市町村でさえ「情報がなくて意見の出しようが無い」と言っているのですから、県民はなおさら意見の出しようが無いではありませんか。11月議会でコンセッション導入条例改訂案は出すべきではありません。県議会に提案する事自体をやめるよう強く求めます。いかがですか？	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげることが、水道事業者の喫緊の課題であることから、11月議会に提案し、早期導入を目指していきます。
174	その他	宮城県監査委員会による決算審査意見書によると「水道用水供給事業の純利益は43億円（43億6589万円）で、前年度に比べ1億7千万円（1億7291万円）の増益となった」事、当年度純利益を事業別に見ると「大崎広域水道事業は6億7千万円（6億70137万円）、仙南・仙塩広域水道事業では36億9千万円（36億9576万円）」となっており、決算をみても経営的にひっ迫する状況にはありません。将来の管路更新などに課題がある事は共通理解ですが、今年や来年中に「コンセッション・民営化しか道がない」と拙速に決着をつける必要は全くありません。どうですか？ 主権者・県民にまともな説明もせず、受水市町村を上から押さえつけて、あくまで「粛々と進めていく」「丁寧に説明を尽くしていく」の一点張りです。その押しつける姿勢が県民に対する為政者としてのおごりであり、不誠実です。日本共産党県議団が求めた行政文書490頁のうち3分の1、160頁が「真っ黒のり弁」。不服審査請求を行い、県の審査会が情報公開のやりなおしを答申してもなお、出てきた文書は「刻みのり状態」。情報を隠す理由は企業の利益を守るためです。県民の「知る権利」より、企業の利益を守る事を優先しているのが今の村井宮城政です。民主主義をふみにじり、拙速に強行に水道民営化を押し進める事は決して認められません。	水道用水供給事業において発生した利益は、現在、過去に投資した企業債の償還に充てていることから、内部留保できていないため、今後は、将来の更新投資へも備えていく必要があると考えております。今後の水需要についても、人口予測等を踏まえると、30年後には現在から約3割減少していくこととなり、このまま県が事業を続けた場合、施設の統廃合やダウンサイジング等により効率化を図っても、安定的な経営のためには、料金上昇は避けられない見通しとなっております。水道料金上昇抑制のためには、コスト削減にいち早く取り組むことが重要であり、また、事業経営が厳しい市町村からの強い要請にも応えていくため、官民連携により大きなコスト削減を実現する「みやぎ型管理運営方式」を早期に導入し、将来にわたり県民負担を軽減していきたいと考えております。
175	その他	海外の水道民営化の失敗事例のように、料金が高騰するのではないかと。（類似97件）	「みやぎ型管理運営方式」導入後の料金改定については、水量や物価等、あらかじめ定めたルールにより改定することにしており、不当の値上げは起こらない仕組みとなっており、県がこれまでどおり水道用水供給事業者として責任を持って、受水市町村と協議し、了承を得た上で、県議会の議決を経て決定しますので、事業者が勝手に料金を上げることはできない仕組みとなっております。
176	その他	海外の水道民営化の失敗事例のように、水質が悪化するのではないかと。（類似86件）	水質については、県では現在も、水道法で義務付けられている水質基準の水質検査等を実施し、水道水の安全性の確保に万全を期しております。「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、水道法に基づく検査は水道事業者の責務として、これまでと変わらず県自らが実施しますし、事業の運営状況を運営権者だけでなく県や第三者委員会でモニタリングにより監視することで、現在と同等の水質を維持していきます。
177	その他	海外の水道民営化の失敗事例のように、再公営化するのではないかと。それに伴い莫大な違約金が発生するのではないかと。（類似78件）	フランスのパリ市のように、委託契約終了後に市100パーセント出資の公社による運営に移行した事例や、ベルリン市のように、公社の出資比率が変化した事例等、様々な事例が明確な定義がないまま「再公営化」と呼ばれておりますが、「みやぎ型管理運営方式」は民間が担う業務の追加であり、世界的に言われている「民営化」とは全く異なる官民連携運営方式であるが、これら海外での事例も教訓にした制度設計を進めています。なお、県から運営権者への契約解除違約金の支払いについては、県帰責による契約解除に限られ、発生リスクは極めて小さいものと考えております。
178	その他	情報公開や県民、関係自治体への説明が不十分であり、県民の理解、合意形成が図られていないのではないかと。各市町村で説明会を行って欲しい。（類似129件）	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たり、県民向けのシンポジウムをこれまで5回開催し、毎回200名から300名以上の傍聴者に対し、進捗状況などを説明してきました。また、各市町議会、各市町村からの要請により、出前講座や市民説明会を開催してきました。さらに、市民団体等の会議にも出席し説明するなど、これまで要請があった13回については、都合のつく限り、出向いて説明してきたところです。今後も、各所から要請を受けており、出前講座等の開催を予定しているところである。また、県政だよりにおいて「みやぎ型管理運営方式」の特集を組み、県内全戸へ配付するなど幅広い周知も図ってきました。県としては、こうした取組を継続し、引き続き、あらゆる機会を捉え、さらなる情報発信とわかりやすい説明に努め、県民理解の促進を図ってまいります。
179	その他	水道民営化、またはコンセッション方式の導入に反対します。（類似138件）	「みやぎ型管理運営方式」は民間が担う業務の追加であり、県がこれまでどおり水道事業者として最終責任を持ち、事業全体の運営を行っていくことから、世界的に言われている「民営化」とは全く異なる官民連携運営方式です。また、水道用水供給事業における「コンセッション方式」の導入は、全国初の取組であり、海外において一部失敗事例があることから、不安を感じる県民の方々がいらっしゃることは理解しております。県では、これら海外での事例も教訓にした制度設計を進めるとともに、皆様の不安を解消できるよう、シンポジウムの開催や新聞への広報記事掲載などを行ってきました。引き続き、県民の方々へ、丁寧な説明と情報発信に努めていきます。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
180	その他	災害時等の対応が迅速にできるのか。また、復旧費用等は県（県民）が負担することになるのではないか。（類似42件）	自然災害や漏水事故などの不測の事態への対応については、これまで、県が委託先事業者や関係機関・市町村と連携し、迅速かつ的確に対応してきました。「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、現在と同様に迅速・適確な対応ができる体制を構築します。また、災害時における応援等については、日本水道協会や全国上下水道コンサルタント協会等と締結している協定に基づき対応しており、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、この対応に変更はありません。
181	その他	実施方針（素案）が難しく分からない、または分かりづらい。（類似69件）	実施方針に記載すべき内容は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に規定されているため、このような内容となっております。今回のパブリックコメントにおいては、県民の皆様向けの説明資料も作成し、公表していたところでしたが、引き続き丁寧な説明とわかりやすい資料作成に努めてまいります。
182	その他	失敗した場合に、誰が責任をとるのか。責任者もしくは責任の所在を明確にすべき。（類似6件）	水道事業は重要な公共サービスであることから、安定した運営を継続できるよう、制度設計をしっかりと進めていきます。
183	その他	公営では規制が困難であった項目、逆に民営化により規制が難しくなる項目を検討し、対策を盛り込んで下さい。	水道事業は重要な公共サービスであることから、安定した運営を継続できるよう、制度設計をしっかりと進めていきます。
184	その他	みやぎ型の導入を希望するかどうか、県民は一度も聞かれたことがありません。この5年間、県は、事業を請け負いたい業界の声ばかりを聞いてきたので、これからは県民の声を5年間聞いて、それから導入の可否を決めてください。	水道事業は県民の生活に不可欠な代替性のないライフラインであることから、「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、県民の理解を得ることは重要であると認識しています。県民に直接説明する機会として、シンポジウムや説明会、出前講座を開催し、ホームページや新聞への広報記事掲載などにより、県民の方々へ、丁寧な説明と情報発信に取り組んできたところです。県といたしましては、県民の理解を深めるため、引き続き丁寧な説明と情報発信に努めてまいります。
185	その他	現在の水道に携わっている職員の人材育成、技術継承を視野に入れて、現行体制を維持していただきたい。震災時に下水が溢れ出なかったのは、職員の長年の勤とノウハウ、知識だと伺った。（類似3件）	県が運営する浄水場や処理場の運転管理は、既に30年近く民間事業者へ委託しており、県は管路の維持管理・更新を担いながら、研修等により人材育成を図っております。「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、マニュアルの整備や研修計画に基づく派遣研修など、技術に関する実務研修を充実させることにより、引き続き、人材育成と技術継承を図っていくこととしております。災害対応については、県と運営権者で協力して被災状況等の調査を行い、国の災害復旧制度の対象となるものについては、県が主体となって復旧・復興業務を行い、国の災害復旧制度の対象とならないものは、運営権者が維持管理の範疇として自らの費用負担で対応することになります。
186	その他	スケジュールが拙速である。（類似49件）	人口減少等により厳しい経営環境となることが予想されている水道事業にとって、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を早期に図り、将来にわたる県民負担の軽減促進につなげることが、水道事業者の喫緊の課題であることから着実に導入を進めてまいります。
187	その他	災害復旧に運営権者が協力した場合、費用は県が負担するのか。また、災害により水道施設の運転管理などのサービスが出来なくなった事でその間の費用を請求されたら、県で支払うのか。（類似1件）	自然災害や漏水事故などの不測の事態への対応については、これまで、県が委託先事業者や関係機関・市町村と連携し、迅速かつ的確に対応してきました。「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、現在と同様に迅速・適確な対応ができる体制を構築します。また、災害時における応援等については、日本水道協会や全国上下水道コンサルタント協会等と締結している協定に基づき対応しており、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、この対応に変更はありません。なお、県としましては、東日本大震災時等と同様に、国の補助金を活用した復旧を行うことで、県民の負担が少なくなるよう対応します。
188	その他	老朽不採算施設の廃止と、稼働率わずか50%のセケ宿ダムの県内広域化による活用など、50年先を見越した大胆な上下水道計画を立案実施しないのでしょうか。	今回公表した水道事業の長期見通しは、受水市町村の将来計画と、人口減少の予測による水需要をもとに、設備機器だけでなく、管路も含めた水道施設のダウンサイジングを盛り込んだものとなっております。なお、結果的に過剰となってしまったダム水源については、「みやぎ型管理運営方式」導入とは別に、有効な利活用方法について、検討することとしております。
189	その他	特定の民間企業に県民の共有資産「水道」を預けてしまい「営利活動」させるということはある意味「宮城県が特定の民間企業に利益誘導する行為」ではないでしょうか。そうした意味でも契約期間は不謹慎に長すぎ説明が矛盾しています。	民間事業者の募集及び選定にあたっては、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定します。選定にあたっては、競争性のある公募型プロポーザル方式により行うため、「特定の民間企業に利益誘導する行為」ではありません。また事業期間である20年間は、時間的スケールメリットを顕現させるため、PFI事業の先行事例等を踏まえ設定したもので、設備の耐用年数や投資回収、リスクの面から適切と考えています。
190	その他	役員ボーナスや株主配当として「利潤分」「配当分」が経費に上乗せになるのは当たり前です。県民は不必要な過剰な負担を要求されるでしょう（料金値上げに上乗せされるでしょう）。（類似2件）	役員ボーナスや株主配当等については、通常の公共工事でも一般管理費等として経費に計上されております。よって、「みやぎ型管理運営方式」を導入したことにより、県民に不必要な過剰な負担が要求されることはありません。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
191	その他	コンセッション方式を導入する理由を明示してください。（類似40件）	人口減少や節水型社会の進展等により、水需要の減少が予測される一方、老朽化する施設の更新費用は増大していくことが見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されており、今後想定される管路の大規模更新に向け、経営基盤の強化を図ることが、水道事業者の喫緊の課題となっております。「みやぎ型管理運営方式（コンセッション方式）」は、改正水道法の成立により、可能となった官民連携の考えをいち早く取り入れ、県が水道事業者として最終責任を担いながらも、官と民が事業パートナーとして協働で運営し、民間の創意工夫を最大限活用することにより、経営基盤強化を図る、我が県にとって最も効果的な取組です。「みやぎ型管理運営方式（コンセッション方式）」を早期に導入することにより、将来の水道料金上昇を抑制し、県民負担の軽減促進に繋げ、持続可能な水道経営を確実なものとしします。
192	その他	広域連携を進めるべき。岩手県の広域化を参考にすべき。（類似7件）	宮城県においても、平成31年1月に宮城県水道事業広域連携検討会を設置し、市町村等と意見交換・情報共有を図りながら、広域連携等を含めた検討を行っております。また、今年7月に開催した本検討会において、広域連携の参考として岩手県中部水道企業団から講師をお招きし、広域連携による基盤強化について講演をいただいております。
193	その他	みやぎ型管理運営方式の採用決定プロセスにおいて県民のチェックがまったく入っていないのはどうしてでしょうか？	今回のパブリックコメントにおいて、県民の皆様から多くの御意見をいただきました。県としましては、いただいた意見をもとに、適切に事業内容に反映させたいと考えております。また、実施方針に関する条例の制定、その後の運営権設定手続きにおいては、県民の代表である県議会での議決が必要となっており、本事業の実施には県民の御理解が必要なものと考えております。
194	その他	コンセッション方式の導入で民間事業者を入れる目的として、「民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方式」が期待されていますが、そのメリット、デメリットについて、より具体的な内容が示されることを要望します。（類似5件）	これまで同様、安心・安全な水を安定的に供給することを基本とし、その中で民間事業者には創意工夫を発揮してもらうことからデメリットは特になくはないものと考えております。
195	その他	災害時の対応や水道管の補修等はすべて県（県民）が負担し、民間は運営権を活用し、独自の工夫をこらして自由に儲けてくださいということですか？県民のメリットはどこにあるのでしょうか？企業は災害時、何も負担しないのですか？果たして災害の混乱時に＜除外対象＞が企業に適應するのでしょうか？県民の命の水と引き換えに、企業を優先しているように感じます。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」は、県が最終責任を担いながら、民間の力を最大限活用してコスト削減を実現するもので、我が県にとって最も効果的な運営方式であると考えております。
196	その他	引き続き、県が3事業の運営を運営すべき。（類似10件）	人口減少や節水型社会の進展等により収益の増加が期待できない水道事業の経営環境においては、コストの削減が重要であると認識していますが、現行の委託方式では、大幅なコスト削減は極めて困難であると考えております。「みやぎ型管理運営方式」は、これまでどおり、県が水道用水供給事業者として水道経営に責任を持ちながら、事業の一部を民間事業者に委ねることにより、民間の経営ノウハウを最大限活用してもらい、大きなコスト削減効果を発現させることを目的としております。今後、より一層厳しくなる水道事業の経営環境においては、最適な方式であると考えております。
197	その他	水道事業の運営を民間の金もうけの対象にするべきではない。（類似107件）	現在でも浄水場や処理場の運営は30年近く民間事業者に委託をしており、「みやぎ型管理運営方式」により新たに民間事業者の活用が行われるわけではありません。「みやぎ型管理運営方式」は、これまでどおり、県が水道用水供給事業者として水道経営に責任を持ちながら、事業の一部を民間事業者に委ねることにより、民間の経営ノウハウを最大限活用してもらい、適正な利益のもとで水道事業の効率的かつ適正な運営を実現しようとするものであります。
198	その他	実施方針（素案）から実施方針（案）になった時点でも、パブコメが必要ではないか。	実施方針（素案）へのパブリックコメントを踏まえて実施方針（案）を策定しており、11月に公表する予定としております。
199	その他	現行体制とみやぎ型のメリット、デメリットを分かりやすく示すべき。（類似20件）	「みやぎ型管理運営方式」は、県が最終責任を担いながら、民間の力を最大限活用してコスト削減を実現するもので、我が県にとって最も効果的な運営方式であると考えております。デメリットについては、特になくはないものと考えております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
200	その他	9事業の一体的運営によるスケールメリットとは具体的に何を指すのか県は説明する必要がある。上記資料33ページでは9事業は独立採算であって、事業間の利益の移転はできないとされている。そうであればスケールメリットはどのように発生するのか、それは県による一体的運営管理では発生し得ないものなのか、納得できる説明が欲しい。	スケールメリットには、空間的・時間的なものがあると考えております。空間的なスケールメリットとしては、9事業一体での管理により、事業をまたいだ複数個所の工事を一体的に発注することも可能となります。独立採算により事業ごとの利益の移転はできませんが、同時発注による、個別事業ごとの工事費の削減が期待できます。また時間的なスケールメリットとしては、事業期間の中で長期契約により、薬品等の長期契約や先を見越した設備・人材の投資を行うことができ、総額での事業費の削減が期待できます。県では、公共調達による9事業一体での業務委託についても試算しておりますが、設備等の調達はこれまでどおり県が行うことになるため、積算・発注という手法から民間事業者の調達と比較し、削減効果は限定的なものとならざるを得ないと考えております。一方、民間事業者は、工事や物品調達において購入先の企業と価格交渉ができるため、県の公共調達より事業費の抑制を図ることができ、「みやぎ型管理運営方式」は、現在の運営体制を継続した場合と比較して、確実にコスト削減が図られるものと認識しております。
201	その他	私たちが理解できないことを、県や議会で勝手に決めないでください。（類似68件）	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、県民や市町村の理解を得ることが極めて重要であると認識しております。これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、県政だよりやホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、事業内容についての問い合わせは宮城県企業局水道経営課にて随時受け付けております。
202	その他	実施方針（素案）や宮城方管理運営方式について、県民向けの説明会の開催を希望します。（類似45件）	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、県民や市町村の理解を得ることが極めて重要であると認識しております。これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、県政だよりやホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、事業内容についての問い合わせは宮城県企業局水道経営課にて随時受け付けております。
203	その他	安全、安心は確保されるのか？（サービスは低下しないのか？）（類似21件）	「みやぎ型管理運営方式」は、これまでどおり、県が水道用水供給事業者として水道経営に責任を持ちながら、事業の一部を民間事業者に委ねることにより、民間の経営ノウハウを最大限活用してもらうことで、水道事業の効率的かつ適正な運営を実現しようとするものであります。県では、民間事業者を継続的に監視・モニタリングしていくほか、これまでどおりの水道法に基づく水質検査を実施し、また抜き打ちでの検査も行うこととしております。加えて、（仮称）経営審査委員会を設置し、第三者によるモニタリングも行うこととしており、これまでと同等のサービス水準を維持していく制度設計を行っております。
204	その他	みやぎ型管理運営方式について、わかりやすい資料を示してほしい。	今回のパブリックコメントにおいては、県民の皆様向けの説明資料も作成し、公表していたところでしたが、引き続き丁寧な説明とわかりやすい資料作成に努めてまいります。
205	その他	運営権者の業務をどうやって監視、監督、指導するのか。（類似17件）	県は、民間事業者に要求する業務の水準を示し、運営権者はその水準を満たすような事業計画を立てて運営を行います。また、水準の達成状況については、民間事業者自らがモニタリングを行い、加えて県の水質検査や抜き打ち検査など県でのモニタリングを実施し、さらには第三者機関である（仮称）経営審査委員会によるモニタリングも定期的に行うことで監視を行い、運営方法の改善につなげていくこととしております。なお、モニタリングの結果については県ホームページ等で公表することとしております。
206	その他	県民の意見をもっと聞いてほしい。（類似11件）	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、県民や市町村の理解を得ることが極めて重要であると認識しております。これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、県政だよりやホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、事業内容についての問い合わせは宮城県企業局水道経営課にて随時受け付けております。
207	その他	なぜ、管路の維持管理等は県に残るのか。うまいところだけ民間になっているのではないのか。（類似3件）	管路は、地中埋設物で状態把握が難しく、漏水等管理リスクが大きく、民間事業者へのマーケットサウンディングでも含めない方が望ましいとの意見を多く頂きました。また、事業期間の20年間では、管路の本格的な更新時期を迎えないことから、管路の維持管理・更新は、引き続き、県の所管としたものです。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
208	その他	（水道事業について）水の安定供給は確保されるのか。（類似4件）	「みやぎ型管理運営方式」は、これまでどおり、県が水道用水供給事業者として水道経営に責任を持ちながら、事業の一部を民間事業者に委ねることにより、民間の経営ノウハウを最大限活用してもらうことで、水道事業の効率的かつ適正な運営を実現しようとするものであります。県では、民間事業者を継続的に監視・モニタリングしていくほか、これまでどおりの水道法に基づく水質検査を実施し、また抜き打ちでの検査も行うこととしています。加えて、（仮称）経営審査委員会を設置し、第三者によるモニタリングも行うこととしており、これまでと同等のサービス水準を維持していく制度設計を行っております。
209	その他	上下水道事業の決算を示してください。（類似1件）	県ホームページにて公表しております。
210	その他	反対意見は構いませんが、正しい知識を持ち偏見はやめていただきたいと思えます。県は常に正確な情報を公表しながら進めてください	これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、ホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、正確な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。
211	その他	みやぎ型管理運営方式は、人口減少に伴う料金収入の大幅な減少や老朽化した施設の更新費用の増加、職員の減少等、今後訪れる水道事業の問題点を解決できる方法であると考えます。（類似4件）	水需要の減少や老朽化施設が増加するなど、水道事業は今後ますます経営環境が厳しくなることが予想され、このような状況の中で、引き続き、安全・安心な水を安定的に供給するためには、民間の創意工夫、技術力等を最大限活用し、これまで以上の効率化を図り、経営基盤を一層強化していく必要があることから、「みやぎ型管理運営方式」の導入を進めてまいります。
212	その他	民間ならではの技術力、経営力を活用してよいサービスを提供していただきたい。（類似5件）	民間事業者のノウハウを生かした運営によるサービス提供と事業費の削減は、「みやぎ型管理運営方式」の核となる部分でありますので、事業効果が最大限発揮できる制度となるよう設計を進めてまいります。
213	その他	工業用水道の供給先の企業は県にとって重要な企業で、なくてはならない組織であると思う。工業用水道が今後、上下水道と一体で進むことで、工業用水道の存続を確保し、県内に企業が残ることを望む。	上下水道事業は県民生活を支え、また、工業用水道事業は企業の生産活動を支える重要な社会資本であり、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立することが、県の責務であると考えており、「みやぎ型管理運営方式」の導入を着実に進め、持続可能な経営基盤強化を早期に実現してまいります。
214	その他	「官」は通常は宮廷や政府及びその勤務者を指す。官庁と民間組織の連携を図る趣旨は理解できるが、地方公共団体が用いるのは不適切。「公民連携」などに訂正を。	水道法改正の概要説明においても、「水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効である。」旨の記載等もあり、一般的な表現として使用しているものであります。
215	その他	最初から安心安全に運営出来ない様な民間会社は最初から選別するべきで、各対象事業の運営権を持つとする民間会社の参加資格要件は各事業とも世界的水準でなければ安心安全及び料金の高騰を防ぐ担保ができないと思えますので、県としてはその要件として具体的に示して頂ければ多少は安心するかと思います。	参加資格要件は、今後実施方針（案）や募集要項等において明示することとしております。
216	その他	運営権を売却することは公共性を否定することにならないのか。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく公共施設等運営権制度を活用したPFI事業となります。県は、これまでどおり、水道用水供給事業者として水道経営に責任を持ちながら、事業の一部を民間事業者に委ねることにより、民間の経営ノウハウや資金を最大限活用しコスト削減を図るなど、水道事業の最適な運営を実現しようとするものであり、本事業が公共性を否定するものとはならないと考えております。
217	その他	この制度が県が十分なチェック機能を果たす事を前提として進めていることを確認しました。しっかりした制度を作るため頑張ってください。	上下水道事業は県民生活を支え、また、工業用水道事業は企業の生産活動を支える重要な社会資本であり、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立することが、県の責務であると考えており、水道事業の安定的運営を継続できるよう、県のチェック機能が働く制度設計を行ってまいります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
218	その他	高齢者にも意見が言える方法を考えてほしい。	「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、県民や市町村の理解を得ることが極めて重要であると認識しております。これまで県では、シンポジウムや市町村と連携した出前講座等の開催のほか、県政だよりやホームページにおける説明資料の掲載など、広く県民へ周知を図ってまいりました。引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、事業内容についての問い合わせは宮城県企業局水道経営課にて随時受け付けております。
219	その他	公共施設（公園等）の水道が使えなくなったりしないのか。（類似6件）	ご意見のようなことは発生いたしませんので、ご安心ください。
220	その他	高齢、低所得者が現在（公共）の場合、割引になっていますが、民間になると適用されるのでしょうか。	各種割引については、各市町村にお問い合わせください。
221	その他	民営化は水道代が高くなり、今よりも安全な水ではなくなると思います。フッ素が添加されてしまうからです。フッ素は原子爆弾の産業廃棄物であり、歯には良いとされていますが体には良いということはきいたことがありません。（類似1件）	水道料金については、今後も、県議会の議決をもって定められるものとなりますので、事業者が勝手に料金を上げることはできない仕組みとなっております。また、水質については、県がしっかりと確認しており、運営権者がフッ素の添加等を勝手に行うことはありません。
222	その他	事業に行き詰まったら税金で守るのですか？（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」では、民間事業者が倒産や撤退などすることがないよう、民間事業者が行うセルフモニタリング結果を踏まえ、県や第三者委員会（専門家）でしっかりとモニタリングを行い、事前に財政悪化の兆候を捉え、自助努力による改善の期間を十分に確保する仕組みとしています。それでも万が一、民間事業者の経営改善が見込めない状態や、撤退となるような場合には、県、又は県の指定する第三者への引継ぎ義務として課し、引継ぎが完了するまでの間、運営権者自らの責任で本事業を実施することになりました。なお、公募時に、事業の継続性を担保する措置の提案を求めることなども検討しています。
223	その他	素案はわかりやすく改良すべきです。（類似1件）	実施方針に記載すべき内容は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に規定されているため、このような内容となっております。今回のパブリックコメントにおいては、県民の皆様向けの説明資料も作成し、公表していたところでしたが、引き続き丁寧な説明とわかりやすい資料作成に努めてまいります。
224	その他	外資系が営業権利を得たら命を外国に握られているようなものです。（類似4件）	上下水道事業は県民生活を支え、また、工業用水道事業は企業の生産活動を支える重要な社会資本であることから、事業者を選定します。
225	その他	空港民営化は成功と知事は言っているのになぜ水道は民営化ではないのか。	上下水道事業は県民生活を支え、また、工業用水道事業は企業の生産活動を支える重要な社会資本であることから、「みやぎ型管理運営方式」は民営化ではなく、県が水道事業者としての責務を果たしながら、官民連携として事業運営を行っていくものです。
226	その他	水質の悪化はないことの説明と、仮に水質基準を守れなかった場合の運営権者への罰則、指導を具体的に明示すべきと考えます。	水質につきましては、水道法に基づく水質基準等の水質検査は「みやぎ型管理運営方式」導入後におきましても、県が実施することとしています。また、特に必要な項目につきましては、法定基準より厳しい水質基準を定め、安全・安心な水の供給に努めており、こちらについては引き続き民間事業者に求めていきます。また、要求水準未達の対応につきましては要求水準書に明記します。
227	その他	意見を提出しやすいように、テレビ局や、民間企業で行っている、HPに、回答の記入のページを作れば、回答様式の記入漏れも無くなって良いと思います。	今後の参考にさせていただきます。
228	その他	県の決定権を残して、民間の力を取り入れるべきです。（類似1件）	ご意見の内容を具現化したものが「みやぎ型管理運営方式」です。
229	その他	従来どおり公営の市町村管轄部分との関係が長期的にどうなるのか。市町村の水道計画にどんな影響があるか。	水道事業における市町村との役割分担については、「みやぎ型管理運営方式」を導入しても、現時点では変更ありません。また、「みやぎ型管理運営方式」導入による料金上昇抑制は、市町村の経営状況にも貢献できると考えております。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
230	その他	運営権者が地元企業とは限らないこと。最長25年と言うことで、地域産業構造、経済へのマイナス影響ではないか。	みやぎ型管理運営方式では、日常の運転・維持管理業務と設備更新投資は民間に委ねることとしておりますが、管路の更新や修繕等の土木工事は、引き続き県が発注することとしています。また、水道設備としての専門性が求められる電気・機械設備などの更新については、これまでも地元企業の受注機会が限定的であったことから、みやぎ型導入による地元企業への影響は少ないものと考えています。 みやぎ型管理運営方式では、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を選定時に評価する仕組みを設ける予定です。
231	その他	民営化が国内外でうまくいっている所があるのですか	海外では多くの成功事例があります。国内では「みやぎ型管理運営方式」が全国に先がけ取り組んでいる初めての事例となります。
232	その他	人口の多い少ないで料金が異なるということは絶対ないのか。	宮城県が運営する2つの水道用水供給事業の料金は事業ごとに同一料金としており、「みやぎ型管理運営方式」導入後も変わりません。
233	その他	過剰となった設備の減価償却について説明がほしい。	人口減少や節水型社会の進展などにより、現在の水需要は、計画を大幅に下回っている状況にありますが、設備の減価償却については、会計のルールにより適切に償却しております。
234	その他	企業を参入させるのならば、品質や財務など管理監督する公的機関の設置が必須です。	「みやぎ型管理運営方式」は、適切かつ確実な事業運営を確保するため、運営権者の業務実施状況や経営状況を監視するため、運営権者によるモニタリングと県によるモニタリングに加え、第三者委員会によるモニタリングの3段階でのモニタリング体制を構築します。第三者委員会は、水道事業に精通した専門家（技術、会計、法務等）で構成され、中立・公平な意見を求めます。
235	その他	県民の声に耳を傾けていただきありがとうございます。不安の声に対してかなりご検討いただいていることが分かりました。危機管理や事業持続性や料金の決定方法など安心できる内容だと思います。	「みやぎ型管理運営方式」導入に当たっては、正確な情報発信と丁寧な説明により県民の方の不明点を取り除いていくことが重要であると考えています。今後も、県民の理解が深まるよう、正確な情報発信と丁寧な説明に努めてまいります。
236	その他	人口減による水道事業の縮小は当然生じるが、その経費が増すからとの理由は問題のすり替えである。県予算は、その経費を補充できる多くの要素がある。本件の改悪をする前に予算の見直しを徹底すべきである。（類似1件）	県の水道事業は料金が原資となっており、経費の補充は行っておりません。「みやぎ型管理運営方式」は民間の経営ノウハウや資金・技術力を最大限活用し、大きなコスト削減効果を発現させようとするものであり、一層厳しくなる水道事業の経営環境においては、最適な方式であると認識しています。
237	その他	これまで過大設備を指摘した声を無視してきた県の責任はどうなるのか。	広域水道事業の計画は、人口の増加により深刻な水不足が懸念されていたことを背景に、市町村からの広域水道建設の強い要望に応え立案したもので、事業規模については、「計画人口」や「一人一日当たり給水量」などを理論的に推計した上で、市町村との合意に基づき決定し建設に着手したものです。人口減少や節水型社会の進展などにより、現在の水需要は、計画を大幅に下回っている状況にあり、このような状況を踏まえ、民間の力を最大限活用することにより、将来にわたり安全・安心な水を、可能な限り低廉な価格で、安定的に供給できる体制を構築することこそが、責任ある行政の対応であると考えています。
238	その他	想定した効果が出なかったり、契約前より悪い状況に陥った時に運営会社側がペナルティ的なものを補償する付帯事項をつけるべき。	万が一、要求水準が確保されなかった場合には、ただちに改善措置を講じさせ、その未達の度合いに応じて要求水準違反違約金、いわゆるペナルティを課すこととしております。
239	その他	みやぎ型管理運営方式は県民のためにならない。	「みやぎ型管理運営方式」は、厳しい経営環境にある水道事業において、安全・安心な水を安定的に供給するため、県がこれまでどおり水道用水供給事業者として最終責任を持ち、民間の力を最大限活用してコスト削減を実現し、長期的な経営基盤の確立を図るものであります。コスト削減により生じる利益については、水道料金の上昇を抑制することで県民へ還元できることから、「みやぎ型管理運営方式」は、県民の利益を最優先として導入するものであります。
240	その他	「社会環境の変化」「厳しい経営環境」を理由に、水事業という地方自治体が担うべき「不可欠な公共サービス」をあっさり切り捨てている。宮城県は県民のための行政はもうしないと宣言しているのと同じだろう。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」は、厳しい経営環境にある水道事業において、安全・安心な水を安定的に供給するため、県がこれまでどおり水道用水供給事業者として最終責任を持ち、民間の力を最大限活用してコスト削減を実現し、長期的な経営基盤の確立を図るものであります。コスト削減により生じる利益については、水道料金の上昇を抑制することで県民へ還元できることから、「みやぎ型管理運営方式」は、県民の利益を最優先として導入するものであります。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
241	その他	みやぎ型管理運営方式には利権が絡んでいるのではないか。	そのような事はありません。
242	その他	民間会社に事業を任せれば、経費削減、更新費用抑制、技術継承などが実現できるというが保証はない。	公募時に、県が運営を継続した場合の費用を上限に競争していただくことになることから確実にコスト削減を図ることが可能となります。また、現在も様々な研修や技術マニュアルの整備により、職員の技術力の維持・向上と技術継承に努めているところであり、これはみやぎ型管理運営方式の開始後も同様に継続していきます。
243	その他	民営化が失敗した場合の損害額を明記し、その被害額の責任を、現在の県の当局者全員の責任を明記すべきです。（刑事責任もあることを明記する）	水道事業は重要な公共サービスであることから、安定した運営を継続できるよう、制度設計をしっかりと進めていきます。
244	その他	薬品・資材の調達や設備の修繕・更新工事を民間に移動してコスト削減を図るというのはそこで働く人たちに労働の強化や安い賃金を強いることになるのではないか。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」では、民間同士の契約となることから、運営権者が、労働者や労働環境の確保等について、労働基準法等の法令を遵守した上で、自らの裁量により実施することになります。
245	その他	技術継承・革新、雇用安定、人材育成を持続的に安定させるのは公共の役割です。下水道事業の職員を増して、設備投資も推進すべきです。	「みやぎ型管理運営方式」は、県が水道事業者を継続しつつ、雇用安定・人材育成を図るものです。
246	その他	災害等で設備が壊れたら、修繕は県で行われ、利益が出たらそれは民間では不公平極まる。	災害時のリスク負担については、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、施設の所有権は県にあり災害復旧に係る補助事業等が活用できるため、災害復旧事業の対象となるものについては県の負担としています。一方、災害復旧事業の対象とならない軽微なものについては、現状で受託業者に対応いただいていることから、運営権者の負担としています。
247	その他	文字が読めない幼児、高齢者、障がい者は理解できないと思う。	多くの方にご理解いただけるよう、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
248	その他	県市町村の水道課職員を優秀な人材にすべく地位を確立し、専門性を持たせるべき。誰もが羨む水道課職員とし技術、知識を継承していくべきである。（類似1件）	「みやぎ型管理運営方式」導入後も、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が重要であると認識しており、マニュアルの整備や研修計画に基づく派遣研修など、技術に関する実務研修を充実させることにより、引き続き、人材育成を図っていくこととしております。
249	その他	広域化をまず進めてもらいたい	水道事業の広域連携については、市町村等の水道事業の経営基盤強化に極めて重要な取組であると認識しており、今年1月には、県内全水道事業者を構成員とした宮城県水道事業広域連携検討会を設置し、鋭意検討を進めています。 「みやぎ型管理運営方式」の導入とともに、市町村等の水道事業の広域連携の推進に取り組んでまいります。
250	その他	施設の建設更新、災害時の復旧に責任を持たない民間企業がノーリスクで運営利益を得られうるのは納得できない。	施設の建設更新は、運営権者の責務であり、また、災害時のリスク負担については、「みやぎ型管理運営方式」導入後においても、施設の所有権は県にあり災害復旧に係る補助事業等が活用できるため、災害復旧事業の対象となるものについては県の負担としています。一方、災害復旧事業の対象とならない軽微なものについては、現状で受託業者に対応いただいていることから、運営権者の負担としています。
251	その他	9つの事業を県が1本化して公営でやれば、経費の節減、技術者の確保等を解決できるのではないか。	県企業局水道経営課のホームページで公表しております「Q&A」にも示しているとおり、現行のまま一体化、広域化した場合の運転管理費等については、公共調達を前提とせざるを得ないことから、その試算結果のコスト削減効果は、積算上の諸経費の低減と落札率に限定されたものとなっています。
252	その他	経費削減、更新費用抑制、技術継承、技術革新がどうしても可能となるかはどこにも記されていない。	経費削減や更新費用抑制、技術継承・技術革新等については、民間事業者からの提案を求めるものです。
253	その他	みやぎ型は上工下水の3つを一緒に民営化するという以外に特徴はないのではないか。みやぎ型民営化とするべき。	「みやぎ型管理運営方式」は民営化ではなく、県が水道事業者としての責務を果たしながら、官民連携として事業運営を行っていくものです。
254	その他	利益が出ない人里離れた地域でも水道は維持されるのでしょうか。	「みやぎ型管理運営方式」の影響はありません。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
255	その他	上・工・下水道の運営を一体で民間に移すという事は、料金体系も一緒になり、工業用水利用の企業のみを利する事にならないか。	各事業は、それぞれ独立採算であることから、ご意見のようなことは起こりません。
256	その他	現在も「県の水はおいしくない」「仙台市の水はおいしい」と聞きます。水道水検査業務事態、市と県で違っているのではないか。	宮城県と仙台市で検査体制に違いがありますが、それぞれが安全・安心な水の供給に努めております。
257	その他	市町村が県（運営権者）へ負担する水道料金等は、県が総括原価方式で算定する受水費によって増減し、県民が市町村へ支払う水道料金等は、現時点でも受水費が高い影響により、県内市町村では総じて全国的にも高い水準と思いません。官民連携による水道事業費のコスト低減分は、県の他事業に充てず、5年毎ごと直近料金改定時に水道事業そのものに充てられるように「料金低減調整財源積立金」を創設し、県民負担の上昇を緩和する策を講ずる検討をいただきたいと思えます。	「みやぎ型管理運営方式」導入によるコスト削減効果は、各事業ごとに料金上昇抑制に充てることとしております。
258	その他	県政だより9・10月号の特集のどこにもパブリックコメントの締切が9月30日だということが書かれていません。提出先や提出方法、様式が決まっていることも知らせず、県民の声は聞かなくていいと言っているみたいです。次号にきちんと載せて再度募集してください。（類似1件）	今後の参考にさせていただきます。
259	その他	水道料金が払えなくなったら、すぐ止められるなど、厳しい対応になるのではないか。本当に生活に困っている人には、きつい状況になるのではないか。	「みやぎ型管理運営方式」の影響はありません。
260	その他	コンセッションをする上下水道、工業用水のどこの部分を任せるのか。大手1社だけにしないよう、施設設備を分けて数社に発注するようにはいかがでしょうか。	運営権につきましては、管路等を除き、9事業一括で一事業者に委ねる予定です。
261	その他	今、県の事業に関わっている企業については、どう考えているのでしょうか。	現在、浄水場や下水処理場の運転管理業務に従事している方々については、知識や経験を有する貴重な人材ではありますが、運営権者における従業員の雇用については、民間における契約行為であるため、県が直接関与する立場にはありません。運営権者には、安全・安心な水を安定的に供給できる体制確保について、しっかりと求めていくこととしております。
262	その他	県民投票を行い決めて欲しい。（類似3件）	本事業の導入に当たっては、県民の代表である県議会の議決を経て決定することとしております。
263	その他	運営権とは何なのか教えてください。	公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営事業を実施する権利のことです。